

情報開示資料

エイチ・エス・フューチャーズ株式会社

(2008年度版)

自 平成19年 4月 1日

至 平成20年 3月31日

【はじめに】

本書は、平成 20 年 3 月期における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

【主な記載項目について】

1. 会社の概況

- 「会社の沿革」 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
- 「会社の目的」 定款に記載された当社の目的を記載しています。
- 「事業の内容」 当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
- 「財務の概要」 平成 20 年 3 月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
- 「主要株主名」 所有株式数の多い株主 10 名の氏名、所有株式数等を記載しています。
- 「役員の状況」 当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。
- 「従業員の状況」 当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

2. 営業の状況

- 「営業方針」 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
- 「当社及び当業界を取巻く環境」
内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
- 「営業の経過及び成果」
当社の平成 19 年度における業績について記載しています。
- 「対応すべき課題」
当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
- 「受託業務管理規則」
当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

3. 経理の状況

「財務比率」

(a) 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額} (*)}{\text{リスク額} (*)} \times 100$$

(*「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく商品取引所法施行規則（以下、「施行規則」という。）第 38 条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額（「市場リスク」という。）と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額（「取引先リスク」という。）とがあり、同法第 211 条第 1 項に基づく施

行規則第 99 条の規定により算出したものです。)

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額} (*)}{\text{資本金額}} \times 100$$

(*「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。)

資本金に対する純資産の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100$$

総資本に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額} (*)} \times 100$$

(*「総資産額」とは、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額

と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。)

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産額に占める自己資本の割合をみたものです。

(f) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額 (*)}} \times 100$$

(*「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記 (a) の純資産額とは計算が異なります。)

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(g) 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

1. 会社の概況

① 会社名等

商品取引員名	エイチ・エス・フューチャーズ株式会社
代表者名	代表取締役社長 福田 國幹
所在地	東京都新宿区西新宿五丁目3番2号
電話番号	03-3299-0301 (代)

② 会社の沿革

当社は、大阪の商品仲買人「豊栄物産」の支店として開設したものが、昭和34年7月29日に独立。商号を「九州豊栄物産株式会社」として創立したものです。

年 月	概 要
昭和34年 7月	商品先物取引の受託業務を目的として福岡市橋口町15番地に創業 資本金500万円
昭和34年 9月	下関出張所開設（昭和39年4月廃止）
12月	関門商品取引所、農産物・砂糖市場の仲買登録、受託業務開始
昭和36年 2月	小野田出張所開設（昭和46年11月廃止）
6月	佐賀出張所開設（昭和48年12月廃止）
昭和37年 4月	資本金1,000万円
7月	小倉出張所開設（昭和46年11月北九州支店に変更）
昭和38年 6月	資本金1,500万円
昭和40年 4月	資本金2,000万円
昭和42年 7月	資本金3,000万円
昭和46年 1月	商品取引所法改正に伴い、農水大臣より関門商品取引所、農産物、 砂糖市場の取引員許可を受ける
3月	資本金8,000万円
10月	商号を「株式会社豊栄」に変更
11月	宇部支店開設（昭和48年2月廃止）
昭和48年 1月	商号を「オリエント貿易株式会社」に変更 資本金1億3,000万円
3月	大分支店開設（平成18年3月廃止）
12月	広島支店開設
昭和50年 5月	資本金1億5,600万円
昭和51年 5月	資本金1億8,720万円

昭和52年	5月	資本金2億2,463万9,000円
	6月	大阪三品取引所、綿糸市場取引員許可
	7月	大阪支社開設
昭和54年	8月	資本金2億5,000万円
昭和56年	7月	大阪の商品取引員「明光商品株式会社」を吸収合併 資本金3億4,000万円 大阪穀物取引所、農産物市場取引員許可 神戸ゴム取引所、ゴム市場取引員許可 高知支店開設（平成18年8月廃止） 金沢支店開設（平成19年9月廃止）
昭和62年	9月	資本金3億7,400万円
昭和63年	8月	東京支店開設（平成6年12月支社に変更）
平成2年	3月	大阪繊維取引所、毛糸市場取引員許可
平成3年	2月	京都支店開設（平成18年3月廃止）
	6月	資本金7億9,800万円
	8月	神戸生絲取引所、繭糸市場取引員許可 東京砂糖取引所、砂糖市場取引員許可
	9月	東京工業品取引所、貴金属市場取引員許可
平成4年	4月	大宮支店開設
	6月	資本金8億7,780万円
平成5年	4月	商品投資販売業協議法人許可
	7月	資本金10億69万2,000円
	9月	横浜支店開設
	10月	東京工業品取引所、ゴム・綿糸市場取引員許可
平成6年	6月	資本金11億76万1,000円
平成7年	1月	神戸ゴム取引所、天然ゴム指数取引員許可
	5月	東京穀物商品取引所、農産物市場取引員許可
	6月	資本金12億1,083万7,000円
	12月	静岡支店開設（平成19年9月廃止）
平成8年	3月	豊橋乾繭取引所、繭糸市場取引員許可
	4月	名古屋支店開設
	12月	岡山支店開設（平成19年9月廃止）
平成9年	3月	金融先物取引業許可
	4月	東京工業品取引所、アルミニウム市場取引員許可
	8月	仙台支店開設（平成19年9月廃止）
	10月	大阪商品取引所、アルミニウム市場取引員許可

平成10年	1月	本店移転
	7月	関西商品取引所、農産物・飼料指数市場取引員許可
平成11年	7月	東京工業品取引所、石油市場取引員許可
	9月	外国為替取引開始
	11月	中部商品取引所、畜産物市場取引員許可
平成12年	1月	中部商品取引所、石油市場取引員許可
	6月	子会社設立（オリエント証券株式会社）
平成13年	4月	熊本支店開設（平成19年9月廃止）
	7月	海外子会社設立（オリエント・アセット・マネジメントLLC）
平成14年	4月	関連会社設立（株式会社オリエント・トラディションFX
	6月	現、株式会社外為どっとコム：新設分割）
	9月	関西商品取引所、水産物市場取引員許可
	11月	大阪商品取引所、綿糸市場の受託業務廃止
	12月	大阪商品取引所、ニッケル市場取引員許可
		長野支店開設（平成19年9月廃止）
平成15年	3月	北九州支店廃止
平成16年	12月	千葉支店開設
平成17年	3月	証券仲介業登録
	7月	福岡商品取引所、砂糖市場・関西商品取引所繭糸市場の受託業務廃止
	8月	中部商品取引所、鉄スクラップ市場取引員許可
平成18年	3月	大分支店、京都支店廃止
	8月	高知支店廃止
	9月	金融先物取引業を廃止
	11月	本店を福岡県福岡市から東京都新宿区へ移転、福岡支社開設
平成19年	3月	東京支社廃止
	4月	八王子支店開設
	5月	関西商品取引所農産物市場の受託業務廃止、関西商品取引所脱退
	9月	仙台支店、金沢支店、長野支店、静岡支店、岡山支店、熊本支店廃止
		第二種金融商品取引業、金融商品仲介業登録

③ 会社の目的（平成 20 年 3 月 31 日現在）

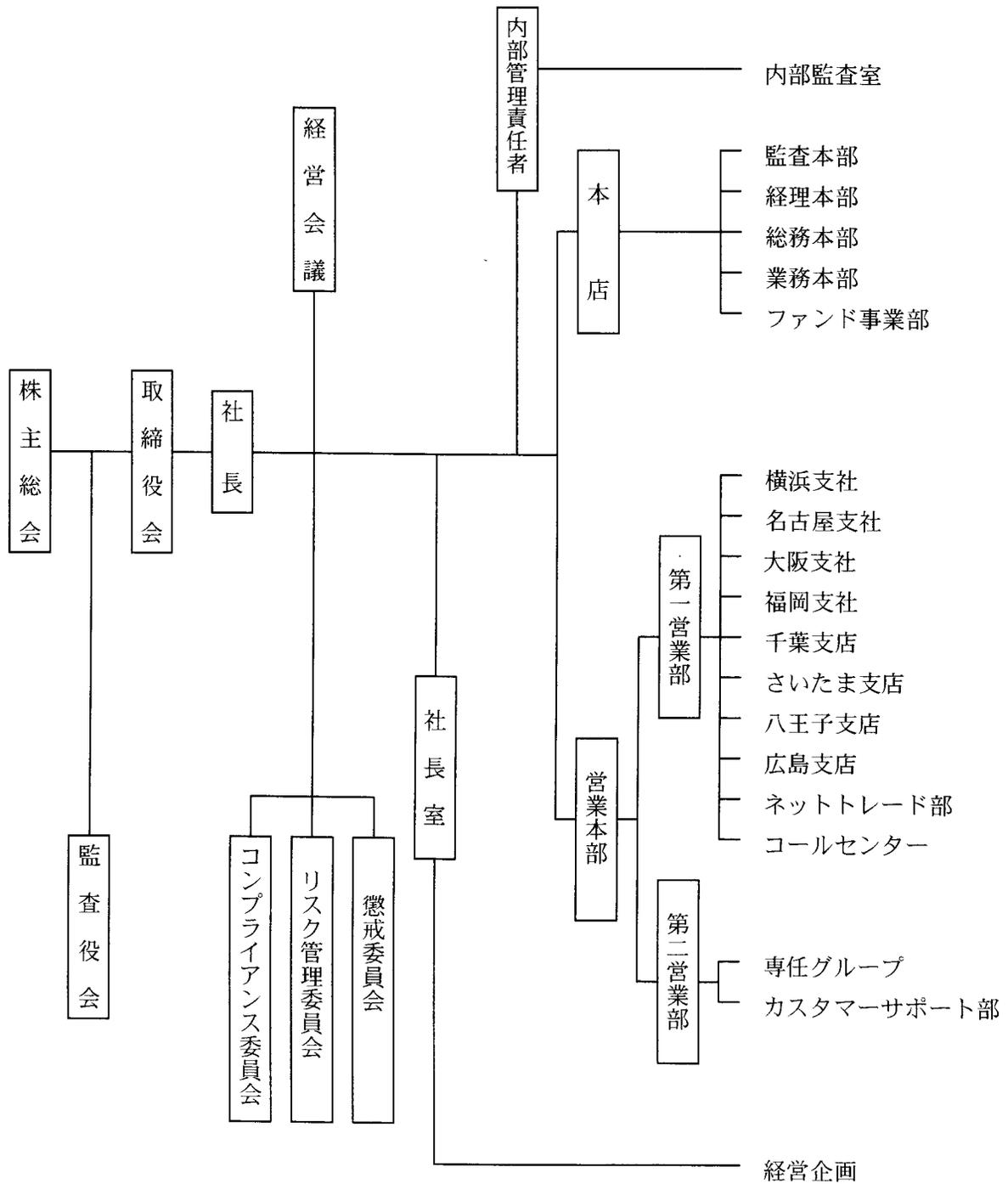
1. 商品取引所法に基づく商品取引所に上場されている各商品の先物取引、現金決済取引、指数先物取引、オプション取引を行う業務
2. 前号の各取引の受託を行う業務
3. 次の商品に関する売買、問屋、代理、仲立及び輸出入貿易、保管の業務
 - イ 大豆、小豆、とうもろこし、小麦、米等の穀物並びに粗糖、精糖、果実、コーヒー、ココア等の農産物及びその加工品
 - ロ 海産物並びに牛乳、牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵等の畜産物及びその加工品
 - ハ 綿糸、乾繭、生糸、毛糸、ステープルファイバー糸等の繊維原料及びその加工品
 - ニ 木材、合板及びその加工品
 - ホ 金、銀並びに白金、パラジウム等の白金族系貴金属の地金及びその加工品
 - ヘ 鉄並びに銅、錫、亜鉛、アルミニウム等の非鉄金属及びその加工品
 - ト 石油、天然ガス等の鉱物資源及びその精製品並びにその加工品
 - チ 天然ゴム及びその加工品
4. 金融商品取引法に定める金融商品取引業
5. 金融商品取引法に定める金融商品仲介業
6. 商品投資に係る事業の規制に関する法律に定める商品投資顧問業
7. 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律に定める海外商品取引業者としての業務
8. 外国為替取引
9. 金融商品に対する投資
10. 金融業
11. 損害保険の代理業務及び生命保険の募集に関する業務
12. 不動産の取得、処分及び賃貸借その他の利用
13. 書画、骨董品、古美術品、宝石、宝飾品等の売買及びその仲介
14. 前各号に附帯する一切の業務

（注）上記のうち 線部分の事業は、現在行っておりません。

④ 業務の内容

(1) 経営組織

当社の平成 20 年 3 月 31 日現在における経営組織の概要は、次のとおりです。



(2) 業務の内容

(a) 主たる業務

イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第 190 条 1 項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品取引受託業務の許可を得た商品取引員であり、下記の商品市場の受託会員として、当該商品市場における取引の受託業務を行っております。

(許可番号：農林水産省「農林水産省指令 17 総合第 169 号」)

(許可番号：経済産業省「平成 17・04・21 商第 5 号」)

取引所名	市場名	農産物	貴金属	アルミ	ゴム	ゴム指数	ニッケル	砂糖	畜産物	石油	鉄スクラップ	上場商品名
東京穀物商品取引所		○						○				小豆、IOM 大豆、NON-GMO 大豆、大豆ミール、とうもろこし、粗糖、アラビカコーヒー、ロブスタコーヒー
東京工業品取引所			○	○	○					○		金（標準取引）、金（ミニ取引）、銀、白金、パラジウム、アルミニウム、天然ゴム、ガソリン、灯油、原油、金オプション
中部大阪商品取引所				○	○	○	○		○	○	○	鶏卵、ガソリン、灯油、経由、鉄スクラップ、アルミニウム、ニッケル、天然ゴム、ゴム指数

ロ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は上記イに上げた商品市場において行っております。

(b) 従たる業務

- ・ 金融商品販売業
- ・ 金融商品仲介業

⑤ 営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本社	東京都新宿区西新宿五丁目3番2号	03-3299-0301
横浜支社	神奈川県横浜市中区相生町六丁目104番地	045-663-2551
名古屋支社	愛知県名古屋市中区丸の内三丁目18番28号	052-951-6020
大阪支社	大阪府大阪市北区堂島二丁目1番31号	06-6133-3771
福岡支社	福岡県福岡市博多区博多駅前四丁目9番2号	092-712-3111
八王子支店	東京都八王子市横山町11番2号	042-643-5280
さいたま支店	埼玉県さいたま市大宮区宮町一丁目103番地1	048-643-4011
千葉支店	千葉県千葉市中央区富士見一丁目14番13号	043-223-5011
広島支店	広島県広島市中区三川町2番10号	082-246-8631

⑥ 財務の概要（平成19年3月決算期）

(a) 資本金	1,210,837 千円
(b) 純資産額 *1	6,503,639 千円
(c) 総資産額	11,296,496 千円
(d) 営業収益 (うち、受取委託手数料)	2,591,410 千円 (2,593,596 千円)
(e) 経常利益	▲811,693 千円
(f) 当期純利益	▲1,144,608 千円

*1 純資産額は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出しております。

⑦ 発行済株式総数

発行済株式の総数 2,421,674 株 (平成20年3月31日現在)

(注) 当社の株式は、非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

⑧ 主要株主名（上位 10 名）

氏名又は名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式の割合
澤田ホールディングス株式会社	東京都新宿区西新宿 6-8-1	株 2,421,674	% 100.00

⑨ 役員の状況（平成 20 年 3 月 31 日現在）

役名及び職名	氏名 生年月日	所有株式数
代表取締役 社長	福田國幹 昭和 10 年 6 月 19 日	0
常務取締役	土屋孝樹 昭和 26 年 2 月 20 日	0
取締役 常務執行役員	江藤錠太郎 昭和 48 年 1 月 20 日	0
取締役 常務執行役員	上田祐嗣 昭和 29 年 3 月 9 日	0
取締役 内部管理責任者	中島伊佐雄 昭和 30 年 1 月 28 日	0
取締役	鈴江敬志 昭和 36 年 1 月 16 日	0
取締役	澤田秀太 昭和 56 年 11 月 2 日	0
監査役 (常勤)	津島晴氣 昭和 20 年 4 月 23 日	0
監査役 (非常勤)	梅田常和 昭和 20 年 8 月 22 日	0
監査役 (非常勤)	松川辰彦 昭和 17 年 9 月 22 日	0

(注) 1. 監査役津島晴氣、梅田常和、松川辰彦の 3 氏は、会社法第 335 条第 3 項に定める社外監査役であります。

2. 所有株式数の千株未満は切り捨てております。

⑩ 従業員の状況

	総 計	男 女 別		営 業 ・ 非 営 業	
		男	女	営 業	非 営 業
従 業 員 数	202 人	190 人	12 人	133 人	69 人
平 均 年 齢	33.8 才	34.2 才	27.5 才	32.2 才	37.0 才
平均勤続年数	8.5 年	8.9 年	2.1 年	7.4 年	10.4 年
登録外務員数	182 人	179 人	3 人		

2. 営業の状況

① 営業方針

当社は、「お客様の繁栄と共に成長する企業へ」という理念の下、お客様が必要としているサービスを常に模索し、お客様のニーズに合わせた情報及び商品を提供する営業体制の強化に努めております。今後、コンプライアンス体制の更なる充実を図り、お客様の利益と調和の取れた企業成長を目指して参ります。

② 当社及び当業界を取り巻く環境

平成 19 年度における日本経済は、対外輸出に支えられて緩やかな景気回復を続けたものの、米国のサブプライムローン問題に端を発した信用不安、それに伴う世界的な株安と急激な円高の同時進行、参議院選挙における自民党大敗による政局の不安定化などにより、依然として景気の下振れリスクが存在することが浮き彫りとなりました。

当業界におきましては、平成 19 年 9 月 30 日に改正商品取引所法が施行され、同日施行の金融商品取引法との規制横断化が行われました。こうしたなかで改正商品取引所法施行に伴う勧誘規制強化による営業萎縮などが影響し、全国商品取引所連合会の統計によれば、平成 19 年度の国内商品取引所全体の年間出来高は、前年度比 16.5%減の 7,107 万 889 枚と 4 期連続で前年度を下回る結果となりました。また、経済産業省及び農林水産省から、延べ 15 社に及ぶ商品取引員に対して行政処分が行われ、商品取引員の破産、受託業務の廃止が相次ぐなど厳しい経営環境となりました。

③ 営業の経過及び成果

(1) 受取手数料部門

当期の受取手数料部門は、商品取引所法の改正による勧誘規制の強化等により、業界全体のマーケットが収縮したことの影響を受け、委託売買高が 1,543,861 枚（前期比 42.9%減）、委託手数料も 2,590 百万円（前期比 43.8%減）となりました。

(2) 売買損益部門

当期の売買損益部門は、2 百万円（前期比 99.3%減）の損失となりました。

以上の結果、当期の営業収益は 2,591 百万円（前期比 40.5%減）でしたが、経費の削減により営業費用が 3,835 百万円（前期比 46.1%減）となり、営業損失は 1,243 百万円（前期比 54.9%減）、経常損失は 811 百万円（前期比 66.5%減）、当期損失は 1,144 百万円（前期比 73.9%減）となりました。当事業年度における受取手数料及び売買損益は、次の通りであります。

(b) 売買損益

(単位：千円)

期 別	第49期 (自 平成19年4月 1日) (至 平成20年3月31日)
商品市場名	
商品先物取引	
農産物 市場	▲1,328
貴金属 市場	-
アルミ 市場	▲111
ゴ ム 市場	▲294
ゴム指数 市場	▲330
石 油 市場	▲9
砂 糖 市場	▲87
畜産物 市場	▲7
ニッケル 市場	▲18
鉄スクラップ市場	-
小 計	▲2,185
海外先物取引	-
商品売買損益	-
その他売買損益	-
合 計	▲2,185

- (注) 1. 商品先物取引の売買損益は、オプション取引に係る金額を含めて計算しております。
2. 消費税は含まれておりません。
3. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(c) 売買高

(単位： 枚)

期 別	第 4 9 期		
	(自 平成19年4月 1日) (至 平成20年3月31日)		
商 品 市 場 名	委 託	自 己	合 計
商品先物取引			
農産物 市場	448,505	959	449,464
貴金属 市場	495,310	—	495,310
アルミ 市場	5,272	66	5,338
ゴ ム 市場	214,069	70	214,139
ゴム指数 市場	6,021	103	6,124
石 油 市場	338,277	51	338,328
砂 糖 市場	30,016	74	30,090
畜産物 市場	997	10	1,007
ニッケル 市場	4,041	8	4,049
鉄スクラップ市場	12	—	12
合 計	1,542,520	1,341	1,543,861

(注) 売買高にはオプション取引に係る売買高を含めております。また、受渡しによる決済数量は含まれておりません。

④ 対処すべき課題

当社は、コンプライアンスを重視した経営、お客様にご満足いただき、信頼を勝ち取るビジネスモデルの構築を目標としてまいりましたが、引き続きこの営業方針を徹底してまいります。

お客様に対する質の高いサービスの提供を行うことにより、顧客口座数及び預り資産の拡大を図り、経営基盤の安定化を目指します。そのため、専門性の高い知識を習得した役職員の育成を継続的に行うと共に、経験豊富で専門性の高い役職員を重点的に配置した、第2営業部を拡充することにより、投資に関する知識が豊富な顧客層への訴求力を高めます。同時に、対面営業部門だけでなく、インターネット営業部門に力を入れることにより、収益構造の多様化を図ります。

現在、東京工業品取引所は、平成21年度に新システム導入及び取引の24時間化を予定しております。当社は、これに先駆け、本年度中にシステムの運用管理及び開発を専門業者にアウトソーシングし、システムの安定性、堅牢性を高めると共に、新システム導入に係る膨大な物的・人的負担を分散化いたします。

また、販売費及び一般管理費の削減努力は、これを引き続き行い、経費の適正配分により効率経営を行う所存です。

受 託 業 務 管 理 規 則

(目 的)

第1条 この規則は、商品先物取引の受託業務の適法かつ適正な運営と管理を行い、もって委託者の保護育成を図るために必要な事項について定める。

(管理担当班の組織)

第2条 当社は適法かつ適正な受託業務を遂行するため、本店に管理担当班として監査本部を設置する。また、必要に応じて従たる営業所にも管理担当班を配置する。

2. 監査本部長は執行役員以上の者が就任するものとし、会社の定款、法令その他会社が定める諸規則に拘束される他は独立して職務を執行する。
3. 監査本部にネット管理課を配置する。また、必要に応じて「センター」、「室」等のセクションを置くことができる。
4. 本店の業務部支店事務統括課は監査本部と連携し、または、相互に牽制して業務を遂行する。

(総括管理責任者)

第2条の2 監査本部長は、受託業務の管理担当最高責任者として総括管理責任者となる。

また、監査本部に副本部長を置くときは、この者を総括副管理責任者とすることができる。

① 総括管理責任者の職務

- 商品取引所法、同法に基づく「商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン」及び「受託業務管理規則」を適正に運用し、委託者の保護を確保することについて取締役会と連帯して責任を負う。
- 受託業務の遂行の状況について取締役会・経営会議等に報告し、必要があるときは改善の勧告等を行う。
- 適合性の原則に照らして「原則として不相当と認められる勧誘」の例外の取扱いに係る可否を決裁する。
- 投資可能資金額の増額の申出に係る可否を決裁する。
- 商品先物取引の経験の有無についての判定を行う。

② 総括副管理責任者の職務

- 総括管理責任者を補佐し、総括管理責任者が不在のときは総括管理責任者を代理する。ただし、この場合、代理した職務の執行につき速やかに総括管理責任者に報告し、その承認を得なければならない。
- 統括管理責任者が不在のとき、統括管理責任者の職務を代行する。

- 監査本部の役職員の職務の遂行状況及び外務員の勧誘及び受託業務を監督する。

(統括管理責任者)

第2条の3 本店を受託業務の管理に係る統括店とし、監査本部に統括管理責任者2名以上を配置する。

① 統括管理責任者の職務

- 日常の適合性の審査と決裁に係る業務
- 「受託契約準則」第11条第2項に定める取引証拠金等の特例取扱いの申出に係る決裁
- 再勧誘禁止顧客の発信規制システムの管理
- 支店の受託業務の遂行状況の点検
- 苦情、紛議が発生した際の営業部門への調査
- 現金の受渡しを行う必要性等についての審査

(監査本部の職務)

第2条の4

(1) 監査本部の職務

- 「受託業務管理規則」の適正な運営と実施を図るための諸施策を立案し、営業部門に対しこの規則を遵守するように指導する。
- 委託者との面談、通信等を通じて委託者の情報を収集する。
- お客様相談室を本店に設置し、顧客の問い合わせ等に適宜対応する。相談室は必要に応じて従たる営業所(支店)にも配置する。
- 「適合性の原則」の審査に係る最前線部署として、委託者の知識・経験・資産の状況及び受託契約を締結する目的に照らし不相応と認められる恐れのある取引や合理性に疑いのある取引の発見及び営業部に対するこれら売買の状況の確認と統括管理責任者への報告を行う。
- 「確認シート」、「重要事項の説明書」、「予測が外れた場合の売買の対処について」、「口座設定申込書」、「ロスカット制度同意申込書(兼受領書)」等の契約書類の点検及び委託者へのヒアリングを実施し、受託の適否について統括管理責任者に上申する。
- 投資可能資金額の増額に係る申出の審査を実施し、意見を添えて総括管理責任者へ上申する。
- 前項の審査の際、審査者は当該顧客へ直接連絡のうえ、次の点を確認する。
 - ① 当該顧客が新たに申告した投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されていること。
 - ② 当該顧客が資産の裏付けとして提出した証書(預金等の通帳・残高証書、有価証

券等の取引報告書等) または当該顧客しか知り得ない具体的な資産情報を記載した書面について、その記載内容が事実と相違ないこと。

(2) ネット管理課の職務

- 「受託業務管理規則」の適正な運営と実施を図るための諸施策を立案し、ネット取引部門に対しこの規則を遵守するように指導する。
- 委託者と通信等を通じて委託者の情報を収集する。

(業務部支店事務統括課の職務)

第2条の5 業務部支店事務統括課は、支店における業務のうち受託に係る業務として次に掲げる事項を担当する。

- 受託契約に係る一切の契約書類、委託者からの受領書類等の点検、管理、保管の業務を行う。
- 「顧客カード」、契約関係書類(の写し)等支店に備え置くべき記録・帳簿・書類等を整備し適正に保管する。

(管理担当班の独立性)

第3条 監査本部は営業部門の指揮命令系統に属さない。

2. 監査本部の役職員は営業部門の職務を兼務してはならない。

(迷惑勧誘の禁止)

第4条 勧誘者は、顧客に迷惑を覚えさせるような仕方では委託の勧誘をしてはならない。

2. 前項において「迷惑を覚えさせるような仕方」とは例示的には次に該当する勧誘であり、顧客による事前の具体的な指示または承諾がない限り、このような勧誘を行ってはならない。
- ① 迷惑な時間帯(午後9時から午前8時を目安とする)に電話または訪問により勧誘すること。
 - ② 顧客の意思に反して長時間にわたり勧誘すること。
 - ③ 顧客に対して威したり、困惑させたりまたは不安の念を生じさせるような勧誘を行うこと。
 - ④ 顧客が迷惑であると表明した時間、場所、方法により勧誘すること。
3. 営業部、監査本部の役職員は、顧客にとって最適な勧誘、面談、連絡等を行うために、顧客が希望する連絡の時間、方法等の情報の収集に努める。

(商品先物取引の勧誘である旨の告知)

第5条 勧誘を行おうとする者は、勧誘に先立って会社の商号、勧誘する外務員の所属支店及び氏名、「商品先物取引の勧誘であること」を告げること無しに商品先物取引の

勧誘を行ってはならない。

2. 前項の「商品先物取引の勧誘であること」の告知においては、「商品先物取引」の呼称を明示し、現物や有価証券の取引または元本・利益の保証がある取引と誤認させないように努めなければならない。
3. 本条の告知を行った者は、当該告知を行った顧客の氏名、告知した日時・場所、告知の方法を「業務日誌」等に記録し、当該顧客が取引に至った場合には、取引の終了の日から3年間保存しなければならない。

(商品先物取引の勧誘を受ける意思の確認)

- 第6条 勧誘を行なおうとする者は、勧誘の相手方に対して商品先物取引の勧誘を受けるかどうかについて意思を確認し、その承諾を得た場合に限り商品先物取引の勧誘を行うことができる。
2. 前項の確認を行った者は当該確認を行った顧客の氏名、確認した日時・場所、確認の方法、顧客の確認の具体的な内容を「業務日誌」等に記録し、当該顧客が取引に至った場合には、取引の終了の日から3年間保存しなければならない。

(再勧誘の禁止)

- 第7条 前二条に規定する告知、確認及び商品先物取引の勧誘のいずれの時点においても、顧客から「商品先物取引の勧誘を受けない」、「商品先物取引の委託をしない」旨の意思表示がなされた場合には直ちに勧誘を中止し、当該勧誘者はもとより当社の他の者も当該顧客を再び勧誘してはならない。
2. 前項の意思表示がなされた場合には、当該意思表示を受けた者は、その顧客の住所、氏名、電話番号、意思表示のあった日時・場所、当該意思表示の態様を「勧誘拒否者情報記録簿」に記録し、監査本部へ報告しなければならない。
 3. 監査本部において前項の報告を受けた場合には、当該顧客の電話番号を発信規制システム及び勧誘苦情一覧へ登録し、再勧誘の禁止の徹底を図るものとする。

(事前交付書面(「委託のガイド」)の事前交付)

- 第8条 勧誘を行う者は、勧誘の相手方に対して当該勧誘の冒頭に「委託のガイド」を交付しなければならない。

(「確認シート」による確認)

- 第9条 勧誘を行う者は、前条の「委託のガイド」の交付と同時に、次の事項について「確認シート」により勧誘の相手方から相違ない旨の確認を求めなければならない。
- ① 第4条の「迷惑な勧誘」に該当するような勧誘を行っていないこと。
 - ② 第5条の「告知」を確実にしていること。

- ③ 第6条の「勧誘を受ける旨の意思の確認」を確実に言い、勧誘の相手方がこれを承諾していること。
 - ④ 勧誘の冒頭に第8条の事前交付書面(「商品先物取引—委託のガイド—」)を交付し、勧誘の相手方がこれを受領したこと。
2. 「委託のガイド」の交付を郵送等により行う場合には、相手方への到着後速やかに本条の「確認シート」による確認を行わなければならない。
 3. 勧誘を行う者は、「確認シート」を徴求したときは監査本部へ提出しなければならない。

(法定の説明事項の説明義務)

- 第10条 勧誘を行う者は、商品取引所法第217条第1項に定める事項について、「委託のガイド」に基づき同ガイドに示された手順にしたがって顧客に説明しなければならない。
2. 前項の説明においては、説明者は、適宜、図表等を用いて顧客の理解を確かめながら説明しなければならない。
 3. 「委託のガイド」を交付せずになされた説明は、本条の説明を果たしたものとみなさない。
 4. 本条の説明及び第11条に定める「重要事項の説明書」に基づく説明は、顧客から「説明は不要である」旨の意思表示があってもこれを説明しなければならない。ただし、当該顧客が商品取引所法第218条第1項に定める専門知識及び経験を有する者である場合を除く。

(「重要事項の説明書」による説明と確認)

- 第11条 勧誘を行う者は、前条の説明を行った後、特に次の事項については顧客の理解の確認を書面により行わなければならない。その確認は「重要事項の説明書」により行うものとする。
- ① 商品先物取引は、現物の取引とは異なり、商品先物取引の担保として預託しなければならない取引証拠金等の10～30倍程度の額の取引を行うものであり、相場の変動幅が小さくとも取引額全体では大きな額の変動(大きな利益または損失)が生じるハイリスク・ハイリターンの取引であること。
 - ② 商品先物取引では、預託した取引証拠金等が相場の変動によって短期間に減損する恐れがあり、預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が発生する恐れがあること。
 - ③ その他「商品先物取引—委託のガイド—」に記載されている主務省令で定める事項。
 - ④ 当社(商品取引員)は、委託者の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的に照らして不相当と認められる勧誘を行ってお客様の保護に欠けまたは欠けることとなる恐れがないように受託業務を遂行することが求められていること。

- ⑤ 「投資可能資金額」とは、顧客が商品先物取引の担保として預託する取引証拠金等（追証等全ての証拠金を含む）の性質を十分に理解したうえで、損失を被っても生活に支障のない範囲で取引証拠金等として差し入れ可能な資金総額であり、損失が発生するとその額が減額されるものであること。
 - ⑥ 第26条に定める商品先物取引の未経験者の保護措置の趣旨とその概要。
 - ⑦ 委託者が注文を出す際に指示しなければならない事項の説明。
 - ⑧ 商品先物取引の担保として預託が求められる全ての種類の証拠金についての発生する仕組みについての説明及び、取引本証拠金一覧の受領の確認。
 - ⑨ 追証などを預託しない場合の建玉の処分方法について。
 - ⑩ 預かり証拠金余剰額の返還方法と時期について。
 - ⑪ 通常の実託における委託手数料の徴収の時期と額の説明及び、オリエント貿易㈱委託手数料一覧表の受領を確認。
 - ⑫ 通常の実託における委託手数料と異なる手数料体系を採っている取引等の説明。
 - ⑬ 商品取引員の禁止行為の概要及び当該行為が禁止されている趣旨の説明。
 - ⑭ 両建を行う場合、委託者の十分な理解が必要であること。
 - ⑮ 当社も取引所会員として自己取引を行っていること。商品取引員は故意に自己の取引を委託者の取引に対当させて委託者の利益を害することとなるような取引をすることを禁じられていること。
2. 前項の理解の確認に当たっては、まず前項①号及び②号の確認を行い、その確認を得た上で③号以下の確認を行うものとする。
 3. 前項の書面の交付にあたっては、説明をした者は当該書面に署名押印しなければならない。
 4. 第1項の説明につき、顧客よりその内容をよく理解した旨の回答を得た場合には、説明者は顧客より「重要事項の説明書（正・副本）」の所定の箇所に署名押印を求め、同説明書の正本を受領するものとする。

（「予測が外れた場合の売買の対処について」の説明と交付）

- 第12条 勧誘を行う者は、「予測が外れた場合の売買の対処について」に基づいて決済、追証、難平、途転、両建の各取引についてその目的と効果を説明しなければならない。
2. 前項の説明において、追証の入証、難平、途転、両建の各取引については預託すべき取引証拠金及び徴収される委託手数料の負担が増すこと、これらの取引によっても尚損失が回復されず、または、損失が拡大する恐れがあることを説明しなければならない。
 3. さらに両建の説明については、次の説明をしなければならない。
 - ① 同一銘柄、同一限月、同一枚数の両建の勧誘は禁止されていること
 - ② 期限または枚数が異なる両建であっても、本条第1項及び第2項の説明につき委託者の理解が不十分であると認められる場合には受託できないこと

4. 第1項～第3項の説明を終え、顧客よりその内容をよく理解した旨の回答を得た場合には、説明をした者は、顧客より「予測が外れた場合の売買の対処について（正・副本）」の所定の箇所に署名押印を求め、同書の正本を受領し、副本を留め置くものとする。

（ロスカット取引の説明と交付）

第13条 勧誘を行う者は、受託契約準則40条の4「ロスカット取引」に基づいて、ロスカット制度取引について以下のことを説明しなければならない。

- ①受託契約準則の内容。
 - ②ロスカット制度による取引若しくは通常の取引制度が選択制となっている旨。
 - ③ロスカット取引の注意点。
 - ④ロスカット制度取引約款。
2. 前項の説明を行った後、「ロスカット制度同意申込書（兼受領書）」によりロスカット取引を希望するか、希望しないかを確認するものとする。
 3. 第1項及び第2項の説明において顧客よりその内容をよく理解した旨の回答を得た場合、説明をした者は、顧客より「ロスカット制度同意申込書（兼受領書）（正・副本）」の所定の箇所に署名押印を求め、同書の正本を受領し、副本を留め置くものとする。

（「口座設定申込書」の徴求）

第14条 顧客が商品先物取引の委託を希望する場合は、当該顧客から「口座設定申込書」を徴求しなければならない。

2. 「口座設定申込書」は次の手続きを全て経ていなければ、その記入を求め、または、申込みを受けてはならない。
 - (1) 第9条の「確認シート」による確認を終えていること。
 - (2) 第10条の「委託のガイド」の交付・説明を終えていること。
 - (3) 第11条の「重要事項の説明書」の説明・交付を行い、同条第4項の受領をしていること。
 - (4) 第12条の「予測が外れた場合の売買の対処について」の説明・交付を行い同条第4項の受領をしていること。
 - (5) 第13条の「ロスカット取引」の説明・交付を行い同条第3項の受領をしていること。
3. 「口座設定申込書」は副本を必ず当該顧客に留め置くものとする。

（委託者の属性の調査）

第15条 勧誘を行う者は、商品先物取引の委託を行おうとする顧客の属性を把握し、当該顧客の取引が適合性の原則に反するものとならないよう「口座設定申込書」におい

て顧客の自署により次の事項について申告を受けなければならない。

- ① 氏 名
 - ② 性別、住所
 - ③ 生年月日
 - ④ 職業、勤務先及び役職
 - ⑤ 収 入
 - ⑥ 資産の状況
 - ⑦ 投資可能資金額
 - ⑧ 商品先物取引その他の投資経験の有無等
 - ⑨ 受託契約を締結する目的
2. 勧誘を行う者または適合性の審査に関わる者は、顧客に最適なサービスを実施するため、前項に掲げる事項の他、家族構成、勤務先の所在地、取引の動機等についても情報を収集し、判明した情報は「顧客カード」に記載し、不断に更新しなければならない。
 3. 第1項に掲げる事項の内、「⑤収入」及び「⑥資産の状況」については最低でも6ヵ月ごとに再調査を行い、顧客の取引が適合性の原則に反するものとなっていないか点検しなければならない。

(適合性の審査－日常の審査①)

- 第16条 顧客より「口座設定申込書」の差し入れを受けたときは、勧誘者は「顧客カード」の所定の事項を記入し、「口座設定申込書」、「確認シート」、「重要事項の説明書」、「予測が外れた場合の売買の対処について」及び「ロスカット制度同意申込書（兼 受領書）」（以下『「口座設定申込書」等』という）とともに監査本部へ提出しなければならない。
2. 監査本部員は前項の「顧客カード」と「口座設定申込書」等を点検し、不備がないことを確認の後、当該顧客に対して電話または訪問により「ヒアリングシート」による確認を行わなければならない。
 3. 前項の確認は勧誘者に行わせてはならない。また、勧誘者と同行で実施してはならない。
 4. 第2項の「ヒアリングシート」による確認の結果、確認をした監査本部員が顧客の理解が不十分であると認めた項目については、当該監査本部員が説明し顧客の理解を得るか、もしくは勧誘者にその旨通知のうえ顧客の理解が不十分な点について再度説明させなければならない。この場合、当該監査本部員は、顧客の理解を得られるまでの経過について統括管理責任者へ報告しなければならない。
 5. 監査本部員は、本条のヒアリングにより顧客が商品先物取引の仕組み、リスクについて十分理解していると判断したときは、「顧客カード」、「ヒアリングシート」及び「口座設定申込書」等を統括管理責任者へ移送し、必要があると認めたときには当該顧客の

受託について意見を述べるものとする。

(適合性の審査－日常の審査②)

第17条 統括管理責任者は、前条の「顧客カード」、「ヒアリングシート」及び「口座設定申込書」等を精査し、監査本部員の報告等を勘案して、当該顧客が次の要件を満たす場合、受託を許可するものとする。

- (1) 当該顧客が第20条に定める「常に不適当と認められる委託者」に該当していないこと
- (2) 当該顧客が第21条に定める「原則として不適当と認められる委託者」に該当していないこと
- (3) 当該顧客が第26条に定める「商品先物取引の未経験者」ではない旨申告しているときは、第27条に定める判定を完了していること
- (4) 当該顧客の属性について、年齢、収入、資産、投資可能資金額が社会通念上の相当性、妥当性を欠いていないこと

(適合性の審査－日常の審査③)

第18条 前条第(1)号において、当該顧客が「常に不適当と認められる委託者」に該当することが判明した場合には、統括管理責任者は直ちに勧誘を中止するよう勧誘者に勧告しなければならない。

2. ① 前条第(2)号において、当該顧客が「原則として不適当と認められる委託者」に該当し、または、該当する恐れがあると認められる場合には、統括管理責任者は直ちにその旨勧誘者に通知し、勧誘を保留するよう勧告しなければならない。この場合、統括管理責任者または監査本部員は、勧誘者に対して勧誘の状況等について聴き取りのうえ、当該顧客が商品先物取引の委託を希望しているかどうかについて顧客本人に確認しなければならない。
- ② 前号において、顧客が商品先物取引の委託を希望するときは、第22条に定める手続きにより総括管理責任者が決裁する。
3. 前条第(3)号において、当該顧客が「商品先物取引の未経験者」ではない旨述べる場合については第27条に定める。
4. 前条第(4)号において、統括管理責任者は、当該顧客の属性について年齢、収入、資産、投資可能資金額が社会通念上の相当性、妥当性を欠いていると認めた場合は、監査本部員に再調査を命じ、または、当該顧客から資産の状況を示す証書(第22条第1項に準じる)の提出を求め、これら再調査の結果または証書等に基づいて受託の適否を決裁する。

(「約諾書」と取引証拠金等の受領の時期)

第19条 統括管理責任者または総括管理責任者が受託を認めたときは、顧客から「約諾書」の差し入れを受け、取引証拠金等の預託を受けることができる。

(常に不相当と認められる勧誘及び受託)

第20条 当社は、適合性の原則に照らして次の各号のいずれかに該当する者は「常に不相当と認められる勧誘及び受託の対象者」と定め、これらの者への勧誘及び受託を行わない。

- (1) 未成年者・成年被後見人・被保佐人・被補助人・精神障害者・知的障害者及び認知障害の認められる者
- (2) 年金・恩給・退職金・保険金等により主として生計を維持する者（以下、「年金等生活者」という）

※「主として生計を維持する」とは、これらの収入が収入全体の過半を占める場合をいう。

- (3) 母子家庭該当者及び生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
 - (4) 長期療養者及びこれに準ずる者
 - (5) 破産者で復権を得ない者
 - (6) 一定の所得を有しない者（無職等）
 - (7) 20才代の会社員で役職を有しない者
 - (8) 70才以上の者
 - (9) 商品先物取引をするための借入れをする者
 - (10) 元本欠損又は元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引をしたくない者
2. 勧誘の途上において顧客が前各号に該当していることが判明した場合には、勧誘者は直ちに勧誘を中止しなければならない。この場合、勧誘者は第7条に定める再勧誘の禁止に準じた処置を取らなければならない。
3. 取引の期間中において委託者が前各号に該当することとなり、または該当する恐れがあると認められる場合には、営業部の取引担当者は直ちにその旨監査本部へ通知しなければならない。この場合、監査本部は調査を行い、その結果、当該顧客に適合性がないと判断された場合には直ちに当該委託者と協議の上取引を精算するものとする。

(原則として不相当と認められる勧誘及び受託)

第21条 当社は、適合性の原則に照らして次の各号のいずれかに該当する者に対する勧誘を「原則として不相当と認められる勧誘及び受託の対象者」と定め、これらの者への勧誘及び受託を行わない。

- (1) 65歳以上で年金等により主として生計を維持している者
- (2) 年収500万円未満の者
- (3) 公共団体等の公金出納取扱者、企業・団体等の経理・会計担当者及び金融機関に勤

務する者等で当該団体・企業または第三者の資金を取り扱うことのできる者

(「原則として不適当と認められる勧誘及び受託」の例外要件)

第22条 前条の規定に関わらず、前条の各号の一に該当する顧客が商品先物取引の委託を希望し、かつ、当該顧客が次の各号の要件を全て満たす場合には、当該顧客への勧誘及び受託を認めることがある。

- (1) 当該顧客が申告した投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されており、顧客がこれを裏付ける資産を有していることを証明する証書(預金等の通帳・残高証書、有価証券等の取引報告書等)を提出すること。当該顧客がこの証明を申出書によって替える場合は、当該書面に当該顧客しか知り得ない具体的な資産情報が記載されている場合に限り代替を認めるものとする。
- (2) 顧客が次の内容を記載した自署申出書による申告があること
 - ① 顧客が、自ら適合性の原則に照らして「原則として不適当と認められる勧誘及び受託の対象者」であることを理解していること。
 - ② 顧客が、「原則として不適当と認められる勧誘及び受託の対象者」の例外要件を自らが満たしていることを確認していること。
2. 前条第1項(1)号に該当する顧客より受託した場合には、当該顧客が老後の生活の備えとして蓄えた資金まで投下することのないように特に留意しなければならない。
3. 本条の審査は、営業部の取引担当者が「審査申請書」を起案し、監査本部、統括管理責任者を經由して総括管理責任者が決裁する。

(投資可能資金額を超える取引の勧誘及び受託の禁止)

第23条 投資可能資金額の定義・性格に照らし、委託者が申告した投資可能資金額を超えることとなる取引を勧誘し、または受託することは「原則として適合性の原則に反する勧誘及び受託」であって、勧誘者はみだりに投資可能資金額を超えることとなる取引の勧誘及び受託を行い、または、投資可能資金額を増額することを勧誘してはならない。

(投資可能資金額を超える取引の勧誘及び受託の禁止の例外)

第24条 前条の規定に関わらず、委託者が次の要件を全て満たす場合には、投資可能資金額の増額を認め、新たな投資可能資金額の範囲内における取引の勧誘及び受託を認めることがある。

- (1) 当該委託者が新たに申告しようとする投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されており、これを裏付ける資産を有していることを証明する証書(預金等の通帳・残高証書、有価証券等の取引報告書等)を提出すること。当該委託者がこの証明を申出書によって替える場合は、当該書面に当該委託者しか知り

得ない具体的な資産情報が記載されている場合に限り代替を認めるものとする。

(2) 委託者が次の事項を理解している旨自署申出書により申告すること。

① 勧誘者が、投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引を勧誘することは、適合性の原則に照らして「原則として不相当と認められる勧誘」の対象であること。

② 本条に定める例外の要件を自らが満たしていることを確認していること。

2. 本条の審査は、営業部の取引担当者が「審査申請書」を起案し、監査本部、統括管理責任者を經由して総括管理責任者が決裁する。

(ホームトレード委託者の受託の特例)

第25条 当社は、電子取引による商品先物取引の委託（以下、「ホームトレード」という）を希望している顧客には、一切、勧誘を行わない。

2. 当社は、ホームトレードを行いたい旨の意思表示をしている顧客に対しては、第10条の事前交付書面に記載する説明事項をインターネットを介して電磁的に提供し、顧客がその説明について内容を理解したことを画面上のボタンをクリックする等の方法で確認することで行うことができる。

3. ネット管理課は、ホームトレードの委託者が、「常に不相当と認められる勧誘」及び「原則として不相当と認められる勧誘」で掲げた属性に該当し、または、該当する恐れがある場合には、直ちに総括管理責任者に報告しなければならない。

4. 前項の報告を受けた総括管理責任者は、必要があると認めるときは当該委託者の属性の調査や第22条第1項に定める「申出書」の徴求を命じ、これら調査の結果や「申出書」の妥当性に基づいて当該委託者の受託の適否を判断するものとする。この場合、第20条第1項の「常に不相当と認められる勧誘」に係る属性の(6)～(8)号に該当する顧客の受託を認めることがある。

5. 前項の審査は、ホームトレードの取引担当者が「審査申請書」を起案し、ネット管理課を經由して総括管理責任者が決裁する。

6. 電子取引の受託については、別途、受託業務管理規則（電子取引用）にて定める。

(商品先物取引の未経験者の保護措置)

第26条 当社で商品先物取引の委託を開始しようとする委託者が、取引開始の日の直近3年以内に他社または当社において延べ90日間以上の商品先物取引の経験がない場合、この委託者を「商品先物取引の未経験者（以下「未経験者」という）」と定め、次のとおり、商品先物取引の仕組みやリスクについての理解と習熟を図るための保護措置を設ける。

(1) 未経験者の保護措置期間は取引開始の日から3ヵ月間とし、この期間は短縮しない。

- (2) 未経験者が保護措置期間内に取引するにふさわしい取引の量の上限（以下「取引できる一定量」という）は、投資可能資金額の1/3（1万円未満を切り捨て）とする。
 - (3) 投資可能資金額の1/3とは、建玉時に必要な取引証拠金等の額を指し、取引追証拠金、取引臨時増証拠金、取引定時増証拠金は含まない。
2. 勧誘者は、当該保護措置期間において取引できる一定量を超えることとなる取引の勧誘をしてはならない。

（商品先物取引の未経験者の判定の審査）

第27条 顧客が未経験者ではない旨申し述べる時は、当該顧客が当社で取引しようとする日の直近3年以内に延べ90日間以上の取引経験があることを示す書類（「売買報告書」「売買計算書」「残高照合通知書」等）の提出を求めるものとする。

2. 総括管理責任者は前項の書類、「口座設定申込書」記載の顧客の属性、「確認シート」による確認の状況、勧誘者または監査本部員の報告等を精査し、当該顧客へヒアリングを実施したうえで当該顧客の取扱いについて商品先物取引の未経験者またはそうでない者としての判定を行う。

（商品先物取引未経験者の保護措置の例外）

第28条 第26条第2項の規定に関わらず、未経験者が希望する場合で次の要件を全て満たす場合には、投資可能資金額の増額を認め、取引できる一定量をその増額された投資可能資金額の1/3まで引き上げることがある。

- (1) 当該未経験者が新たに申告しようとする投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されており、当該未経験者がこれを裏付ける資産を有していることを証明する証書（預金等の通帳・残高証書、有価証券等の取引報告書等）を提出すること。この証明を申出書によって替える場合は、当該書面に当該未経験者しか知り得ない具体的な資産情報が記載されている場合に限り代替を認めるものとする。
- (2) 当該未経験者が、監査本部が実施する「理解度シート」を受検し、その結果、当該未経験者が商品先物取引に習熟していると認められること。
- (3) 当該未経験者が次の事項を理解している旨自署申出書により申告すること
 - ① 勧誘者が、投資可能資金額を増額するよう勧誘することは、適合性の原則に照らして「原則として不適当と認められる勧誘及び受託」の対象であり、特に未経験者に対し、取引できる一定量を超える取引を勧誘することは、未経験者保護の観点から原則として不適当と認められる勧誘の対象であること。
 - ② 商品先物取引の未経験者に対する保護措置の趣旨と内容
 - ③ 本条に定める例外の要件を自らが満たしていること。

2. 本条の審査は、営業部の取引担当者が「審査申請書」を起案し、監査本部、統括管理責任者を經由して総括管理責任者が決裁する。

(審査記録の作成及び保存)

第29条 本規則に定める全ての審査について、その判断根拠を含めた記録を作成しなければならない。

2. 前項の審査記録及び「申出書」等の添付書類等の保存期間は、取引終了の日から3年間とする。

(「顧客カード」の活用と保存)

第30条 「顧客カード」は顧客に関する情報を集約し、適合性の原則に則った勧誘やサービスを提供するための重要書類である。

2. 営業部の取引担当者、監査本部及び業務部支店事務統括課の担当者は、適宜、顧客の属性、顧客との連絡・通信の状況及び各種審査の顛末等を「顧客カード」に記録、更新し、厳重に保管しなければならない。
3. 「顧客カード」は取引終了の日から3年間保存しなければならない。

(不正資金の流入防止)

第31条 当社は、不正資金の流入防止を図るため次に掲げる措置を行うものとする。

- (1) 公共団体等の公金出納取扱者、企業・団体等の経理・会計担当者及び金融機関に勤務する者等で当該団体・企業または第三者の資金を取り扱うことのできる者が商品先物取引へ私的に参入する場合については、第22条第1項の申出書を必ず徴収する。
- (2) 委託者より3000万円以上の取引資金が預託(入金)された場合には、当該資金の性質、保有資産の状況等について訪問等により調査する。また、3000万円に満たない場合においても管理担当班員又は担当外務員が訪問または残高照合通知書徴収による確認を行う場合がある。なお、総括管理責任者及び統括管理責任者が必要と認めた場合は外部機関による調査を行うものとする。
- (3) 不正資金の流入防止のため、自己の資金でない事が判明した場合は、資金の入金を断るとともに、既存の建玉を速やかに処分するように委託者に要請するものとする。

(取引証拠金の額等に係る措置)

第32条 当社が定める取引証拠金の額等は、全ての上場商品につき取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。

2. 当社は、取引本証拠金の額等に係る社内責任者を総括管理責任者と定め、その内容について社内に徹底するとともに委託者に周知し、その記録を3年間保存するものとする。

る。

(委託者との入出金に係る管理措置)

第33条 委託者との間の入金及び出金は原則として振込みにより行う。なお、やむを得ず現金の受渡しを行う必要がある場合については統括管理責任者が委託者ごとにその必要性等について個別に審査する。

2. 取引証拠金等を現金により受領する場合には、あらかじめ金額を記載した取引証拠金預り証の交付と同時に行う。
3. 外務員が委託者から現金で入出金したときは、監査本部員が、当該委託者に対し、入出金の額、日時、担当外務員の氏名等について確認する。
4. 現金の授受に当たっては、原則複数の役職員で対応する。ただし、やむを得ず一人の外務員で対応する場合には、営業部門の責任者又は支店長の承認を得る。

(受託業務における違反行為の懲戒)

第34条 商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行うにあたっては、商品取引所法、同法施行規則等関連法令、日本商品先物取引協会「受託業務に関する規則」及び本規則に定める禁止行為をしてはならない。

2. 前項の法令及び規則等に違反した者は、当該違反行為の態様の悪質性、委託者または当社が被った損害の程度等を勘案し、当社「就業規則」の規定に基づき懲戒処分に処す。
3. 前項の懲戒の種類及び程度を決定する基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) その違反行為が悪質で、かつ、その結果が重大または被害が甚大な場合 … 懲戒解雇または登録外務員の登録の抹消
 - (2) その違反行為は悪質であるが、その結果が重大または被害が甚大でない場合 … 登録外務員の登録の抹消または期間を定めて行う職務の停止
 - (3) その行為の悪質性は軽微であるが、その結果が重大または被害が甚大な場合 … 前同
 - (4) 前各号の程度によっては当該違反者の上長・監督者も管理者として処分の対象となる。
4. 前項の基準は、当該違反行為に至る動機、故意または過失の有無等や当該違反者の過去の懲戒歴等を勘案して判断するものとし、「就業規則」の定めに基づき、職位職責の降格、降給、減給等の処分も併せて行う。
5. 懲戒委員会は、本条の懲戒処分を実施するについて統括管理責任者以上の者に意見を求めるものとする。

(取引の区分)

第35条 当社は、委託取引及び自己取引を行う部署を区分することとし、役職員が両部署を兼務することのないよう措置するものとする。

(広告宣伝に係る管理措置)

第36条 当社の広告規則に基づき、業務本部本部長を広告管理責任者と定め、社内審査を行うものとする。

(勧誘方針の策定及び公表)

第37条 勧誘方針を策定し、適合性の原則に基づく勧誘を行う事、迷惑となる方法、時間、場所等での勧誘を行わないこと、勧誘に当たっては商品先物取引の仕組み、リスク等を十分説明すること、その他の勧誘の適正の確保のために必要な事項を定めることとする。

2 前項の勧誘方針を本店、支店その他の営業所等において開示するほか、当社のホームページに掲載する。

(日本商品先物取引協会への届出)

第38条 この規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。これを変更したときも同様とする。

(「受託業務管理規則」の制定及び改廃)

第39条 この規則の制定及び改廃は取締役会の決議により行う。

附 則

1. この規則は、平成10年9月1日より実施することとし従来のは廃止する。
2. この規則は、第13条を変更、第14条及び第15条を追加し平成11年4月1日より実施する。
3. この規則は、第3条7項及び第10条を変更し平成11年12月1日より実施する。
4. この規則は、第4条第1項(1)を変更、同条第3項を新設、第7条第4項を新設、第8条第2項但し書き以下を追加して平成12年4月1日より実施する。
5. この規則は、平成12年11月1日より実施することとし従来のは廃止する。
6. この規則は、第2条第3項を変更、第4条第1項を変更、同条同項(2)を変更、(8)及び(9)を追加、同条第2項を変更、同条第4項を追加、第5条第3項及び第4項を追加、第6条第1項(3)を変更、第7条第3項を変更、同条第4項を変更、同条第5項を変更、同条第6項を追加、第8条第1項(3)を変更、同条第2項を変更して平成13年8月1日より実施する。
7. この規則は、第7条第3項を変更して平成14年3月1日より実施する。
8. この規則は、第3条第8項、第7条第1項及び第6項を変更して平成14年4月1日より実施する。
9. この規則は、第4条第1項8を追加、同条第9項を削除、第7条第3項を変更、同条第6項を変更して平成14年8月1日より実施する。
10. この規則は、第4条第1項(8)を変更して平成14年11月1日より実施する。
11. この規則は、第9条を変更して平成15年4月1日より実施する。
12. この規則は、第10条を新設して平成15年6月6日より実施する。
13. この規則は、第4条第1項(8)、同条第4項を変更して平成16年11月1日より実施する。
14. この規則は、改正商品取引所法にともない平成17年5月1日より実施する。
15. この規則は、第2条第1項を変更して平成17年9月1日より実施する。
16. この規則は、第2条第3項②号、同条同項③号を変更、同条第4項を変更、第7条第2項を変更、同条第3項を変更、第9条第3項を変更、第15条第1項を変更、同条第2項を変更、同条第4項を変更、同条第5項を変更、第16条を変更、第17条第2項①号を変更、同条第4項を変更、第21条第3項を変更、第23条第2項を変更、第26条第2項を変更、第27条第2項を変更して平成17年12月1日より実施する。
17. この規則は、第2条を変更、第3条第1項を変更、同条第2項を変更、第4条第3項を変更、第7条第2項を変更、同条第3項を変更、第9条第3項を変更、第15条第1項を変更、同条第2項を変更、同条第4項を変更、同条第5項を変更、第16条を変更、第17条第2項を変更、同条第4項を変更、第21条第3項を変更、

第23条第2項を変更、第24条第2項を変更、同条第3項を変更、同条第4項を変更、同条第5項を変更、第26条第2項を変更、第27条第1項(2)号を変更、同条第2項を変更、第29条第2項を変更、第34条を変更して平成18年8月1日より実施する。

18. この規則は、第19条第1項(6)を変更して平成19年1月4日より実施する。
19. この規則は、第2条第1項を変更、同条第3項を変更、同条第4項を変更、第2条の2①を変更、第2条の3を変更、同条①を変更、第2条の4(1)を変更、同条(2)を変更、同条(3)を削除、第7条第2項を変更、同条第3項を変更、第9条第3項を変更、第11条③を変更、同条④を変更、同条③から⑤を④から⑥に繰り下げ、同条⑦を変更、同条⑧を変更、同条⑨を変更、同条⑩から⑮を追加、第14条⑨を追加、第15条第2項を変更、同条第4項を変更、同条第5項を変更、第16条を変更、第17条第2①項を変更、同条第4項を変更、第19条(10)を追加、同条第3項を変更、第21条第3項を変更、第23条第2項を変更、第24条第3項を変更、同条第5項を変更、第26条第2項を変更、第27条第1項(2)を変更、同条第2項を変更、第29条第2項を変更、第34条を変更、第11条③を変更、以下繰り下げして平成19年11月1日より実施する。
20. この規則は、第2条の3①を変更、第2条の4(1)を変更、第11条⑥を変更、第13条から第31条まで繰り下げして第13条を追加、第14条(5)を追加、第16条第1項を変更、第17条第1項(1)から(3)を変更、第18条第2項②を変更、同条第3項を変更、同条第4項を変更、第25条第4項を変更、第28条第1項を変更、第31条第1項(1)を変更、第33条を追加、第32条から第37条まで2条繰り下げして平成20年1月7日より実施する。

受 託 業 務 管 理 規 則〔電子取引用〕

(目 的)

第1条 この規定は、商品先物取引の電子取引に係る受託業務の適法かつ適正な運営と管理を行いもって委託者の保護育成を図るために必要な事項について定める。

(電子取引の受託体制)

第2条 当社は、本社にネット取引事業本部を設置し、電子取引に係る受託業務をネット取引事業本部ネットトレード部にて行う。

2 電子取引による商品先物取引の委託を希望している顧客には、一切、勧誘を行わない。

(サービスの内容及び開示)

第3条 当社が、電子取引における受託業務として顧客に提供するサービスの内容を以下の項目とする。

- (1) 注文の発注及び内容の照会
- (2) 預り証拠金額等の口座内容の照会
- (3) 売買を支援するツール及び情報（相場状況に関するものを含む）
- (4) 取引に関する報告書及び通知書

2 口座開設申込者（以下、「申込者」という）は、前項に定める項目について、口座開設申込（以下、「申込」という）の事前に、ホームページ内またはデモ画面にて確認できるものとする。

(取引に係る制限及び開示)

第4条 申込者は口座開設申込の事前取引に係る制限として、以下の項目について、ホームページ内またはデモ画面にて確認できるものとする。

- (1) 受託契約準則において制約されている事項（証拠金不足等による強制手仕舞等の措置）
- (2) 商品取引所が定めた建玉制限、値幅制限その他市場管理に関する事項
- (3) 委託者の知識、経験及び財産の状況に基づく取引に関する制約
- (4) ロスカット制度を利用する委託者においては別途、ロスカット制度利用特約に基づく制約
- (5) 当社が自主的に設けた制約

(内部管理体制)

第5条 当社は、適法かつ適正な電子取引に係る受託業務を遂行するため、監査本部にネット管理課を配置し、監査本部長を総括管理責任者としネット管理課に統括管理責任者を

置く。また、必要に応じて「センター」、「室」等のセクションを置くことができるものとする。

(内部管理担当部署の職務)

第6条 内部管理担当者の職務を次のとおり定める。

(1) 総括管理責任者の職務

- ① 商品取引所法および同法に基づく「商品先物取引の電子取引に係るガイドライン」、「受業務管理規則（電子取引用）」を適正に運用する。
- ② 「原則として不相当と認められる委託者」の受託の例外要件に係る可否を決裁する。
- ③ 投資可能資金額の増額の申出に係る可否を審査する。

(2) 統括管理責任者の職務

- ① 日常の適合性の審査と決済に係る業務
- ② 管轄する管理課員の職務の遂行状況及びネットトレード部の受託業務を監督する。
- ③ ID・パスワードに関する管理責任を負う。
- ④ 苦情、紛議が発生した際のネットトレード部への調査

(3) 管理課の職務

- ① 日常の適合性の審査に係る業務
- ② 「顧客カード」、契約関係書類（の写し）等備え置くべき記録・帳簿・書類等を整備する。
- ③ ネットトレード部の受託業務を監督する。
- ④ 委託者の取引状況についての監視

(受託契約締結前の書面の交付)

第7条 当社は、顧客が電子取引の委託を希望している場合は、受託契約を締結する前に事前交付書面「商品先物取引委託のガイド」、受託契約準則、電子取引に関する規定、ホームトレード「浪漫飛行」利用要綱、取引証拠金一覧及び手数料一覧、重要事項説明書を電磁的方法により交付する。

- 2 前項における電磁的方法による書面の交付についての同意は、事前に電磁的方法による承諾を得なければならない。
- 3 前項における承諾が得られない場合は、第1項に記載される書面について郵送により交付するものとする。

(事前交付書面の説明・理解の確認)

第8条 当社は、事前交付書面の交付・説明を電磁的に行えるものとし、理解の確認は下

記の項目についての設問に対して申込者より電磁的に回答を求めることで行う。

- (1) 商品先物取引は、利益や元本の保証がなく、預託した証拠金以上の損失が発生することがあること
- (2) 追証拠金の仕組みや計算方法について
- (3) 証拠金不足が発生した場合、翌営業日正午までに入金または決済による対処が無い場合は、当社が委託者の建玉を任意に処分すること
- (4) 値幅制限、建玉制限によって注文が成立しない場合があること
- (5) 決済により発生した益金については、所得税が課せられ、毎年確定申告が必要であること

- 2 申込者に対して郵送により事前交付書面が交付された場合には、ネットトレード部員は内容の説明を電話にて行い、管理課員は当該申込者に対して電話によりその理解度を確認しなければならない。

(申込者の属性情報等の把握)

第9条 当社が、電子取引を希望している申込者から申告を受けるべき属性情報は以下のとおりとする。

- (1) 氏名
- (2) 性別
- (3) 住所
- (4) 生年月日
- (5) 職業、勤務先
- (6) 収入
- (7) 資産の状況
- (8) 投資可能資金額
- (9) 商品先物取引その他の投資経験の有無等
- (10) 受託契約を締結する目的

- 2 前項の他、申込者に最適なサービスを実施するために下記の事項について申告を受けるものとする。

- (1) メールアドレス
- (2) 銀行口座

(適合性の審査)

第10条 統括管理責任者は、取引委託の申し込みが行われた委託者において、「口座開設情報」、「顧客カード」等を精査し、当該申込者が次の要件を満たす場合に受託を許可するものとする。

- (1) 当該申込者が第11条に定める「常に不適当と認められる委託者」に該当していな

いこと

- (2) 当該申込者が第12条に定める「原則として不適当と認められる委託者」に該当していないこと

(常に不適当と認められる委託者)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は「常に不適当と認められる委託者」と定め、これらの者からの受託を行わない。

- (1) 未成年者・成年被後見人・被保佐人・被補助人・精神障害者・知的障害者及び認知障害の認められる者
- (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- (3) 破産者で復権を得ない者
- (4) 商品先物取引をするために借入れをする者
- (5) 属性情報の申告を拒む又は故意に虚偽の申告を行う者
- (6) 元本が欠損する、又は元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引をしたくない者

(原則として不適当と認められる委託者)

第12条 次の各号のいずれかに該当するものは「原則として不適当と認められる委託者」と定め、これらの者からの受託を行わない。

- (1) 年金・恩給により主として生計を維持する者
※「主として生計を維持する」とは、これらの収入が収入全体の過半数を占める場合をいう。
- (2) 定職を有しない者
- (3) 70歳以上の高齢者
- (4) 公共団体等の公金出納取扱者、企業・団体等の経理・会計担当者及び金融機関に勤務する者等で当該団体・企業または第三者の資金を取り扱うことのできる者

(「原則として不適当と認められる委託者」の受託の例外要件)

第13条 前条の規定に関わらず、前条の各号の一に該当する申込者が商品先物取引の口座開設を希望する場合、当該申込者が次の各号の全ての要件を満たせば、当該申込者からの受託を認めることがある。

- (1) 当該申込者が申告した投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されていること。
- (2) 当該申込者が、商品先物取引の仕組や危険性、適合性の原則について理解し、自己責任並びに自己資金の範囲内において取引をする旨を記載した申出書を差し入れること。

2 本条の審査は、監査本部ネット管理課統括管理責任者が申込者の属性、申告内容を審査

し監査本部総括管理責任者が決済する。

- 3 既に取引中の委託者が、第 12 条の各号に該当することとなった場合においても同様に審査する。

(投資可能資金額)

第 14 条 投資可能資金額とは、顧客が損失を被っても生活に支障のない範囲で取引本証拠金として差し入れ可能な資金額のことをいい、申込時において当該顧客より申告を受けるとする。

(投資可能資金額を超える取引の受託の禁止)

第 15 条 投資可能資金額の定義・性格に照らし、委託者が申告した投資可能資金額を超えることとなる取引の受託を行わない。

(投資可能資金額を超える取引の受託の禁止の例外)

第 16 条 前条の規定に関わらず、委託者が次の要件を全て満たす場合には、投資可能資金額の増額を認め、新たな投資可能資金額の範囲内における取引の受託を認めることがある。

- (1) 当該委託者が新たに申告しようとする投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されており、これを裏付ける資産を有していることを証明する証書（預金等の通帳・残高証書、有価証券等の取引報告書等）を提出すること。当該委託者がこの証明を申出書によって替える場合は、当該書面に当該委託者しか知り得ない具体的な資産情報が記載されている場合に限り代替を認めるものとする。
- (2) 委託者が次の事項を理解している旨申出書により申告すること。
- (3) 投資可能資金額の変更は委託者の発意によるべきものであること。
- (4) 本条に定める例外の要件を自らが満たしていることを確認していること。

(商品先物取引未経験者の保護措置)

第 17 条 取引開始の日から 3 ヶ月を経過しない委託者については、「商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン」にて定められた「商品先物取引の経験がない者にふさわしい一定取引量」について注意喚起を行うことにより未経験者の保護の実現を図るものとする。

(「顧客カード」の活用と保存)

第 18 条 「顧客カード」は顧客に関する情報を集約し、適合性の原則に則ったサービスを提供するための重要書類であり、受託の審査、受託後の委託者の管理等において適切に活用されるものとする。

- 2 ネットトレード部員、管理課員は、適宜、顧客の属性、各種審査の顛末等を「顧客カード」に記録、更新または関係書類を添付し厳重に保管しなければならない。
- 3 「顧客カード」はその要件を満たすものであれば電磁的に記録、更新、保管される媒体をもってこれに代替できるものとする。
- 4 「顧客カード」は取引終了の日から3年間保存しなければならない。

(本人確認)

第19条 当社は、取引の委託を希望する顧客について、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成14年法律第32号）に基づいた本人確認事務を行う。尚、法人の場合は以下に定める書類の提出を求めるとともに、取引を執行する者の本人確認も行う。

- ① 当該法人の登記簿の謄本若しくは抄本ないし履歴事項全部証明書（目的に商品先物取引の売買に係る記述のあるものに限る）
 - ② 定款（目的に商品先物取引の売買に係る記述のあるものに限る）
- 2 前項の本人確認事務の他、委託者の状況により必要であれば追加的措置を行う。

(ID・パスワード)

第20条 当社は、顧客が電子取引の委託を希望している場合は、所定の方法によりパスワードの申告を受けIDを発行し当該顧客に付与することによって受託可能とするものとする。

- 2 ID・パスワードの管理については監査本部ネット管理課統括管理責任者が管理責任者となる。
- 3 IDの発行は、顧客が電子取引の取引希望を申し込み、当社の審査において受託可能と判断され、取引証拠金入金がなされた委託者のみに限定する。
- 4 ID・パスワードについてはネット取引事業本部において厳重に管理し、委託者本人以外の第三者に漏洩してはならない。
- 5 委託者より、ID・パスワードについて問い合わせがあった場合は、所定の方法による本人確認が行われない限り通知してはならない。
- 6 委託者が、パスワードの変更希望する場合は、当社の電子取引のホームページに当該委託者のID・パスワードによるログイン後の所定の画面にて受け付けるものとする。

(セキュリティ)

第21条 当社は、電子取引を行う委託者のプライバシーの保護、アクセスキー（ID・パスワード等）の保護及び取引の安全性の確保の観点から、セキュリティの安全性、信頼性の確保について必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の措置については、定期的に見直しその必要性に応じ刷新するものとする。

(システム障害時の対応責任者)

第22条 電子取引に係るシステム障害等の対応についてはネット取引事業本部を対応責任部署とし、当該事業本部長を対応責任者とする。

(システム障害時の委託者等への通知)

第23条 システム障害等が発生した場合は、速やかに以下の内容をホームページに表示して委託者へ通知する。

- (1) 発生の日時
 - (2) 障害の状況
 - (3) 委託者からの問い合わせ受付窓口
- 2 システム障害が復旧した場合は、前項に規定するものと同様の方法で通知するものとする。
- 3 一定のシステム障害が発生した場合には、障害等の発生の経緯、処理状況等を記録した報告書を日本商品先物取引協会の報告するものとする。

(システム障害時の代替受注)

第24条 システムの障害個所が部分的なものに限られ社内端末にて発注が可能な場合は委託者からの注文を電話にて代替受注する。

(受け渡し決済の可否)

第25条 当社は、電子取引において受託した注文について、受け渡しによる決済は受け付けない。

- 2 前項の規定については、委託者の取引開始に先立って通知するものとする。

(記録の保存)

第26条 当社は、取引の公正性の確保及び委託者との紛争の未然防止のため、取引の注文及びその処理結果等委託者とのホームページ又は電子メールによる交信内容について、電磁的方法により記録し、5年間これを保存する。

(広告)

第27条 電子取引に係る広告を行う場合には、商品取引所法、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)や不正競争防止法(平成5年法律第47号)等の法令及び会員の広告等に関する規則を踏まえ、適切に実施する。

- 2 当社は、業務本部本部長を広告に係る広告管理責任者とし、その実施に先立って社内審査を行う。

附 則

- 1 この規則は、平成19年2月1日より実施する。
- 2 この規則は、第4条第1項(4)を変更、同条同項(5)を追加し平成19年4月2日より実施する。
- 3 この規則は、第2条を変更、第5条を変更、第6条第1項(1)、同条同項(2)を変更、同条第1項(3)を追加、第9条第1項(10)を追加、第11条第1項(6)を追加、第13条第2項を変更、第18条第2項を変更、第20条第2項を変更、第27条を追加して平成19年11月1日より実施する。

⑥ 外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 登録外務員数
320	28	164	184

⑦ 委託者に関する事項

期首 委託者数	新規委託者数	期末 委託者数
4,748	1,293	3,640

⑧ 苦情、紛争、訴訟に関する事項

(a) 顧客等が提起したもの

	当該年度中の解決案件			当該年度中の未解決案件		
	苦情 相互の話し合いによる解決	紛争 紛争処理機関での解決	訴訟	苦情 相互に話し合い中	紛争 紛争処理機関で処理中	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 142件	101件	11件	1件	20件	5件	4件
前年度から継続している案件の件数 83件	51件	2件	8件	10件	1件	11件
合計 225件	152件	13件	9件	30件	6件	15件

- (注) 1. 苦情とは、受託等業務に関し、顧客等から当社に対して異議、不平、不満等が表明され、又は紛争処理機関に相互の話し合いによる解決の申出があったものをいう。
2. 紛争とは、受託等業務に関し、顧客等の異議、不平、不満等に起因する当社と顧客との主張の相違や対立が具体化し、顧客等から紛争処理機関にあっせん等の申出があったものをいう。
3. 紛争処理機関とは、日商協、商品取引所、主務大臣が指定する団体、消費者基本法又は弁護士法の規定によるあっせん機関等をいう。
4. 訴訟とは、裁判所に顧客等から提訴があったものをいう。
5. 一つの案件が苦情、紛争又は訴訟に重複して該当する場合には、最終時点の状態を記載している。例えば、苦情申出後に紛争に移行した場合には、苦情では記載せず紛争に記載し、苦情、紛争を経て訴訟に移行した場合には、苦情、紛争では記載せず訴訟で記載している。
6. (c)表に記載する事案はこの表の件数には含めない。

(b) 当社が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	紛争	訴訟	紛争	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 3件	2件	1件	—	—
前年度から継続している案件の件数 0件	—	—	—	—
合計 3件	2件	1件	—	—

(注) (c)表に記載する事案はこの表の件数には含まない。

(c) 双方が提起したもの

	当該年度中の解決案件	当該年度中の未解決案件
	訴訟	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 0件	—	—
前年度から継続している案件の件数 0件	—	—
合計 0件	—	—

(注) 双方が提起したものとは、同一の事案について顧客及び当社がそれぞれ相手方に対して訴訟（反訴を含む）を提起したものをいう。

(d) 値合金処理に関するもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	事務処理ミス	システム障害	事務処理ミス	システム障害
当該年度に新規に発生した案件の件数 25 件	19 件	5 件	—	1 件
前年度から継続している案件の件数 0 件	—	—	—	—
合計 25 件	19 件	5 件	—	1 件

- (注) 1. 事務処理ミスとは、委託者の注文の執行において、過失により事務処理を誤ることをいう。
2. システム障害とは、電子情報処理組織の異常により、委託者の注文の執行を誤ることをいう。

3. 経理の状況

① 貸借対照表

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 ・ 資 本 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,174,595	流動負債	4,303,618
現金及び預金	1,596,289	未払金	353,449
委託者未収金	118,545	未払法人税等	22,592
関係会社株式	120,971	未払費用	71,847
有価証券	50,000	預り金	14,421
前払費用	18,735	預り証拠金	3,764,158
保管有価証券	318,644	賞与引当金	61,500
差入保証金	2,759,161	役員賞与引当金	5,750
委託者先物取引差金	637,187	ポイント引当金	9,900
預託金	62,500		
未収入金	28,719	固定負債	124,234
仮払供託金	335,700	長期未払金	110,680
未収還付法人税等	73,665	預り保証金	650
未収消費税等	53,615	役員退職慰労引当金	12,358
その他流動資産	34,617	繰延税金負債	545
貸倒引当金	△ 33,759		
固定資産	5,121,901	特別法上の準備金	392,492
有形固定資産	1,324,963	商品取引責任準備金	392,492
建物	551,982		
構築物	2,922		
器具及び備品	41,046		
土地	729,013		
無形固定資産	28,762		
電話加入権	2,370		
ソフトウェア	26,391		
投資その他の資産	3,768,175	負債合計	4,820,345
投資有価証券	964,170	(純資産の部)	
関係会社株式	1,130,606	株主資本	6,597,323
関係会社出資金	476,722	資本金	1,210,837
出資金	93,500	資本剰余金	5,072
長期性預金	500,000	資本準備金	5,072
長期差入保証金	593,161	利益剰余金	5,381,414
関係会社長期貸付金	300,000	利益準備金	297,637
長期貸付金	102,124	その他の利益剰余金	5,083,777
長期委託者未収金	83,717	別途積立金	11,000,000
その他の投資	155,200	繰越利益剰余金	△ 5,916,222
投資損失引当金	△ 450,000		
貸倒引当金	△ 181,028	評価・換算差額等	△ 121,172
		その他有価証券評価差額金	△ 121,172
資産合計	11,296,496	純資産合計	6,476,151
		負債・純資産合計	11,296,496

② 損益計算書

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益		
受取手数料	2,593,596	
売買取損益	△ 2,185	2,591,410
営業費用		
販売費及び一般管理費	3,835,088	3,835,088
営業損失		1,243,677
営業外収益		
受取利息	20,685	
受取配当金	356,986	
有価証券運用益	41,228	
その他営業外収益	22,144	441,044
営業外費用		
社債利息	131	
その他営業外費用	8,929	9,060
経常損失		811,693
特別利益		
固定資産売却益	380	
投資有価証券売却益	8,749	
退職給付引当金戻入益	51,131	60,261
特別損失		
投資有価証券売却損	1,504	
商品ファンド解約損	34,981	
商品取引責任準備金繰入額	103,759	
固定資産売却損	9,465	
固定資産除却損	80,925	
減損損失	31,191	
関係会社出資持分譲渡損	7,198	
事業再構築費用	108,324	
電話加入権売却損	3,377	
過年度役員退職慰労引当金	7,775	388,502
税引前当期純損失		1,139,934
法人税、住民税及び事業税	4,674	4,674
当期純損失		1,144,608

③ 株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
			自己株式			別途積立金	繰越利益剰余金	
平成19年3月31日残高	1,210,837	5,072	64	5,136	297,637	11,000,000	△ 4,769,906	6,527,730
事業年度中の変動額								
当期純損失							△ 1,144,608	△ 1,144,608
自己株式の処分			△ 64	△ 64			△ 1,706	△ 1,706
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	△ 64	△ 64	-	-	△ 1,146,315	△ 1,146,315
平成20年3月31日残高	1,210,837	5,072	-	5,072	297,637	11,000,000	△ 5,916,222	5,381,414

	自己株式	株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計
			その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成19年3月31日残高	△ 3,012	7,740,691	△ 35,153	△ 35,153	7,705,538
事業年度中の変動額					
当期純損失		△ 1,144,608			△ 1,144,608
自己株式の処分	3,012	1,240			1,240
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△ 86,018	△ 86,018	△ 86,018
事業年度中の変動額合計	3,012	△ 1,143,368	△ 86,018	△ 86,018	△ 1,229,386
平成20年3月31日残高	-	6,597,323	△ 121,172	△ 121,172	6,476,151

④ 個別注記表

[継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況]

当社は、前事業年度から当事業年度にかけて事業再生に向けた経営改革を行い、当事業年度の営業状況は上半期までは体質改善の効果により回復基調で推移しておりましたが、旧経営陣の責任とすべき行政処分により、3期連続の営業損失、経常損失及び当期純損失を継続的に計上する結果となりました。このような状況から当社は、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

当社は、当該状況を解消すべく、対面営業を中心とした収益力の拡大、内部管理体制の見直しを行い、平成21年3月期事業計画を策定いたしました。今後は収益改善を着実に進め、安定的に利益を計上できる企業体質への転換に努めてまいります。

なお、平成20年3月末の現金及び預金（長期性預金を含む）が2,096,289千円、純資産が6,476,151千円と十分にありますので、資金面、財政面での懸念はありません。

財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映しておりません。

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

売買目的有価証券	時価法（売却原価は移動平均法により算定）
子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法
保管有価証券	商品取引所法施行規則第39条の規定により（株）日本商品清算機構が定めた充用価格によっており、主な有価証券の価格は次のとおりであります。
利付国債証券	額面金額の80%
社債（上場銘柄）	額面金額の65%
株券（一部上場銘柄）	時価の70%相当額
倉荷証券	時価の70%相当額

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産…………… 定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～50年
器具及び備品	4年～20年

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、これによる影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産…………… 定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金…………… 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金…………… 従業員に対して支給する賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金…………… 役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金…………… 役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。

(会計方針の変更)

当事業年度より「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取

扱い」(日本公認会計士協会 平成 19 年 4 月 13 日 監査・保証実務委員会報告第 42 号)を適用しております。

これにより、営業損失及び経常損失が 9,904 千円、税引前当期純損失が 17,679 千円それぞれ増加しております。

なお、過年度に係る役員退職慰労金支給見込額 7,775 千円については、過年度役員退職慰労引当金繰入額として、特別損失に計上しております。

- (5) 訴訟等損失引当金……………商品先物取引事故に備えるため、過去の実績率をもとに算出した当事業年度における損失見込額から商品取引責任準備金の当事業年度末残高を控除した額を計上しております。
- (6) 投資損失引当金……………投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。
- (7) ポイント引当金……………顧客に付与したポイントの使用に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。
- 4. 商品取引責任準備金……………商品先物取引事故に備えるため、商品取引所法第 221 条の規定に基づき、同施行規則に定める額を計上しております。
- 5. 営業収益の計上基準
 - (1) 受取手数料
 - 商品先物取引……………委託者の売付け又は買付けに係る取引が成立したときに計上しております。
 - (2) 売買損益
 - 商品先物取引損益……………反対売買又は受渡しにより取引を決済したときに計上しております。また、未決済建玉については、時価による評価損益を計上しております。
- 6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - (1) リース取引の処理方法……………リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース

取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

- (2) 消費税等の会計処理方法…………… 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

7. 表示方法の変更

- (1) 仮払供託金の表示方法の変更…………… 前事業年度において、仮払供託金をその他流動資産に含めて表示しておりましたが、当事業年度において金額的重要性が増したため、区分表示しております。

なお、前事業年度における仮払供託金の額は41,000千円であります。

[貸借対照表に関する注記]

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

定期預金	500,000	千円
長期性預金	500,000	千円
計	1,000,000	千円

(2) 預託資産

取引証拠金等の代用として次の資産を(株)日本商品清算機構へ預託しております。

投資有価証券	102,530	千円
保管有価証券	318,644	千円
計	421,174	千円

(3) 分離保管資産

商品取引所法第 210 条の規定に基づき、日本商品委託者保護基金に分離保管しなければならない保全対象財産の金額は12,082千円であります。

なお、同法施行規則第 98 条の規定に基づく委託者資産保全措置額は250,000千円であります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 595,223 千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	7 千円
--------	------

4. 親会社株式

流動資産（関係会社株式）	120,971 千円
--------------	------------

5. 当社は、平成 19 年 3 月 25 日に臨時株主総会を開催し、同総会において当社を完全子会社とし、エイチ・エス証券株式会社（澤田ホールディングス株式会社に商号変更。）を完全親会

社とする株式交換契約の承認決議を行いました。決議に反対した株主 9 名より 276,195 株の株式買取請求を受け、現在、株主 7 名 265,661 株について当社との間で買取価格の合意が取れておりません。

なお、買取請求に基づき取得した株式は、当社株式 1 株につき 0.75 株の割合で親会社株式が割当てられ、株式交換の公表前 5 営業日における平均株価（1 株当り 870.8 円）で親会社株式及び未払金を 180,382 千円計上し、親会社株式についてはその他有価証券として期末日の時価をもって貸借対照表価額に計上しており、当該買取価格の決定により生ずる負担額については、計算書類上、計上しておりません。

6. 委託者未収金のうち、無担保未収金は、134,854 千円であります。また、発生から 1 年を経過しているものは、83,588 千円であります。
7. 委託者先物取引差金は、委託者の未決済玉に関する約定代金と期末日の時価との差損益金の純額であって、(株)日本商品清算機構との間で受払精算された金額であります。この金額は、すべての委託者の各商品取引所の商品ごとに差損益金を算定したうえで、各商品取引所ごとに合計して算出したものであります。

[損益計算書に関する注記]

1. 受取手数料の内訳

商品先物取引	2,590,817	千円
商品ファンド	2,707	千円
証券仲介	71	千円
計	2,593,596	千円

2. 売買損益の内訳

商品先物決済損益	△ 2,185	千円
計	△ 2,185	千円

3. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	71	千円
営業費用	70,857	千円
営業取引以外の取引による取引高	347,219	千円

4. 減損損失

当事業年度において、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落により、下記資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

用途	種類	場所	減損損失
遊休資産	土地、建物及び構築物	山梨県南都留郡他	31,191 千円

当社は、営業用店舗につきましては支店毎に継続的な収支の把握を行っていることから各支店を、また賃貸不動産及び遊休資産につきましては各資産をグルーピングの最小単位としております。また、本社、研修所及び福利厚生施設等につきましては複数の資産グループのキャッシュ・フロー生成に寄与することから共用資産としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、主として固定資産税評価額に基づき算出しております。

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当事業年度の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	2,421,674 株	-	-	2,421,674 株

2. 当事業年度の自己株式の種類及び株式数

株式の種類	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	1,900 株	-	1,900 株	-

※ 当事業年度の減少は、株式交換によるものであります。

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産(流動資産)

貸倒引当金 12,773 千円

賞与引当金 24,846 千円

その他 21,723 千円

繰延税金資産(流動資産) 小計 59,343 千円

評価性引当額 △ 59,343 千円

繰延税金資産(流動資産) 合計 - 千円

繰延税金資産(固定資産)

貸倒引当金 70,993 千円

商品取引責任準備金		158,566	千円
長期末払金		44,714	千円
役員退職慰労引当金		4,992	千円
投資損失引当金		181,800	千円
投資有価証券評価損		3,120	千円
減損損失		62,917	千円
関係会社株式評価損		348,944	千円
その他有価証券評価差額金		49,278	千円
繰越欠損金		2,104,112	千円
その他		28,283	千円
繰延税金資産(固定資産)	小計	3,057,725	千円
評価性引当額		△ 3,057,725	千円
繰延税金資産(固定資産)	合計	-	千円
繰延税金資産合計		-	千円
繰延税金負債(固定負債)			
その他有価証券評価差額金		545	千円
繰延税金負債(固定負債)	合計	545	千円
繰延税金負債の純額		545	千円

[リースにより使用する固定資産に関する注記]

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、電算機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産(器具及び備品)	193,488 千円	111,204 千円	82,283 千円
無形固定資産(ソフトウェア)	106,396 千円	26,744 千円	79,652 千円
合計	299,885 千円	137,949 千円	161,935 千円

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	75,769 千円
1年超	87,768 千円
合計	163,537 千円

3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	79,742 千円
減価償却費相当額	77,621 千円
支払利息相当額	2,837 千円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期へ配分方法については、利息法によっております。

[退職給付に関する事項]

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として厚生年金基金制度を設けております。

当社の加入する厚生年金基金は総合設立方式であり、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、退職給付に係る会計基準（企業会計審議会：平成 10 年 6 月 16 日）注解 12（複数事業主制度の企業年金について）により、年金基金への要拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当社は、平成 19 年 4 月 30 日をもって適格退職年金制度を廃止し、平成 19 年 5 月 1 日より退職金前払制度に移行しております。

これにより、退職給付引当金のうち、確定給付額を長期未払金に計上し、その差額 51,131 千円を退職給付引当金戻入益として、特別利益に計上しております。

2. 制度全体の積立状況に関する事項（平成 19 年 3 月 31 日現在）

年金資産の額	81,621 百万円
年金財政計算上の給付債務の額	61,610 百万円
差引額	20,011 百万円

3. 制度全体に占める当事業所の給与総額割合

平成 20 年 3 月分	2.51%
--------------	-------

（追加情報）

当事業年度より、「退職給付に係る会計基準』の一部改正（その 2）」（企業会計基準第 14 号 平成 19 年 5 月 15 日）を適用しております。

[関連当事者との取引に関する注記]

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	オリエント証券㈱	東京都中央区	788	証券業	(所有) 直接 100.00	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 利息の受取	— 2,124	関係会社長期貸付金	300,000

(注) 1. 取引金額及び期末残高には消費税等は、含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付及び貸付金利については、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。

また、当該貸付金の他に一時的な運転資金の不足に備えて別途 5 億円の融資枠の設定があります。

[1株当たり情報に関する注記]

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,674円25銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | △472円65銭 |

⑤ 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。

⑥ 財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産額規制比率 [純資産額/リスク額×100]	4,371.80
(b) 純資産額資本金比率 [純資産額/資本金額×100]	537.12
(c) 自己資本資本金比率 [自己資本/資本金額×100]	534.85
(d) 自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	57.33
(e) 修正自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	79.21
(f) 負債比率 [負債合計額/純資産額×100]	74.43
(g) 流動比率 [流動資産額/流動負債額×100]	143.47

追加開示情報（平成20年6月9日変更）

⑤ 受託業務管理規則

受 託 業 務 管 理 規 則

（目 的）

第1条 この規則は、商品先物取引の受託業務の適法かつ適正な運営と管理を行い、もって委託者の保護育成を図るために必要な事項について定める。

（管理担当班の組織）

第2条 当社は適法かつ適正な受託業務を遂行するため、本店に管理担当班として監査本部を設置する。また、必要に応じて従たる営業所にも管理担当班を配置する。

2. 管理担当班の最高責任者は監査本部長が就任するものとし、会社の定款、法令その他会社が定める諸規則に拘束される他は独立して職務を執行する。
3. 監査本部にネット管理課を配置する。また、必要に応じて「センター」、「室」等のセクションを置くことができる。
4. 本店の業務部支店事務統括課は監査本部と連携し、または、相互に牽制して業務を遂行する。

（総括管理責任者）

第2条の2 監査本部長は、受託業務の管理担当最高責任者として総括管理責任者となる。

また、監査本部に副本部長を置くときは、この者を総括副管理責任者とすることができる。

① 総括管理責任者の職務

- 商品取引所法、同法に基づく「商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン」及び「受託業務管理規則」を適正に運用し、委託者の保護を確保することについて取締役会と連帯して責任を負う。
- 受託業務の遂行の状況について取締役会・経営会議等に報告し、必要があるときは改善の勧告等を行う。
- 適合性の原則に照らして「原則として不相当と認められる勧誘」の例外の取扱いに係る可否を決裁する。
- 投資可能資金額の増額の申出に係る可否を決裁する。
- 商品先物取引の経験の有無についての判定を行う。

② 総括副管理責任者の職務

- 総括管理責任者を補佐し、総括管理責任者が不在のときは総括管理責任者を代理す

る。ただし、この場合、代理した職務の執行につき速やかに総括管理責任者に報告し、その承認を得なければならない。

- 統括管理責任者が不在のとき、統括管理責任者の職務を代行する。
- 監査本部の役職員の職務の遂行状況及び外務員の勧誘及び受託業務を監督する。

(統括管理責任者)

第2条の3 本店を受託業務の管理に係る統括店とし、監査本部に統括管理責任者2名以上を配置する。

① 統括管理責任者の職務

- 日常の適合性の審査と決裁に係る業務
- 「受託契約準則」第11条第2項に定める取引証拠金等の特例取扱いの申出に係る決裁
- 再勧誘禁止顧客の発信規制システムの管理
- 支店の受託業務の遂行状況の点検
- 苦情、紛議が発生した際の営業部門への調査
- 現金の受渡しを行う必要性等についての審査

(監査本部の職務)

第2条の4

(1) 監査本部の職務

- 「受託業務管理規則」の適正な運営と実施を図るための諸施策を立案し、営業部門に対しこの規則を遵守するように指導する。
- 委託者との面談、通信等を通じて委託者の情報を収集する。
- お客様相談室を本店に設置し、顧客の問い合わせ等に適宜対応する。相談室は必要に応じて従たる営業所（支店）にも配置する。
- 「適合性の原則」の審査に係る最前線部署として、委託者の知識・経験・資産の状況及び受託契約を締結する目的に照らし不相応と認められる恐れのある取引や合理性に疑いのある取引の発見及び営業部に対するこれら売買の状況の確認と統括管理責任者への報告を行う。
- 「確認シート」、「重要事項の説明書」、「予測が外れた場合の売買の対処について」、「口座設定申込書」、「ロスカット制度同意申込書（兼受領書）」等の契約書類の点検及び委託者へのヒアリングを実施し、受託の適否について統括管理責任者に上申する。
- 投資可能資金額の増額に係る申出の審査を実施し、意見を添えて総括管理責任者へ上申する。
- 前項の審査の際、審査者は当該顧客へ直接連絡のうえ、次の点を確認する。

- ① 当該顧客が新たに申告した投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されていること。
- ② 当該顧客が資産の裏付けとして提出した証書（預金等の通帳・残高証書、有価証券等の取引報告書等）または当該顧客しか知り得ない具体的な資産情報を記載した書面について、その記載内容が事実と相違ないこと。

(2) ネット管理課の職務

- 「受託業務管理規則」の適正な運営と実施を図るための諸施策を立案し、ネット取引部門に対しこの規則を遵守するように指導する。
- 委託者と通信等を通じて委託者の情報を収集する。

(業務部支店事務統括課の職務)

第2条の5 業務部支店事務統括課は、支店における業務のうち受託に係る業務として次に掲げる事項を担当する。

- 受託契約に係る一切の契約書類、委託者からの受領書類等の点検、管理、保管の業務を行う。
- 「顧客カード」、契約関係書類（の写し）等支店に備え置くべき記録・帳簿・書類等を整備し適正に保管する。

(管理担当班の独立性)

第3条 監査本部は営業部門の指揮命令系統に属さない。

2. 監査本部の役職員は営業部門の職務を兼務してはならない。

(迷惑勧誘の禁止)

第4条 勧誘者は、顧客に迷惑を覚えさせるような仕方では委託の勧誘をしてはならない。

2. 前項において「迷惑を覚えさせるような仕方」とは例示的には次に該当する勧誘であり、顧客による事前の具体的な指示または承諾がない限り、このような勧誘を行ってはならない。
 - ① 迷惑な時間帯（午後9時から午前8時を目安とする）に電話または訪問により勧誘すること。
 - ② 顧客の意思に反して長時間にわたり勧誘すること。
 - ③ 顧客に対して威したり、困惑させたりまたは不安の念を生じさせるような勧誘を行うこと。
 - ④ 顧客が迷惑であると表明した時間、場所、方法により勧誘すること。
3. 営業部、監査本部の役職員は、顧客にとって最適な勧誘、面談、連絡等を行うために、顧客が希望する連絡の時間、方法等の情報の収集に努める。

(商品先物取引の勧誘である旨の告知)

第5条 勧誘を行おうとする者は、勧誘に先立って会社の商号、勧誘する外務員の所属支店及び氏名、「商品先物取引の勧誘であること」を告げること無しに商品先物取引の勧誘を行ってはならない。

2. 前項の「商品先物取引の勧誘であること」の告知においては、「商品先物取引」の呼称を明示し、現物や有価証券の取引または元本・利益の保証がある取引と誤認させないように努めなければならない。
3. 本条の告知を行った者は、当該告知を行った顧客の氏名、告知した日時・場所、告知の方法を「業務日誌」等に記録し、当該顧客が取引に至った場合には、取引の終了の日から3年間保存しなければならない。

(商品先物取引の勧誘を受ける意思の確認)

第6条 勧誘を行なおうとする者は、勧誘の相手方に対して商品先物取引の勧誘を受けるかどうかについて意思を確認し、その承諾を得た場合に限り商品先物取引の勧誘を行うことができる。

2. 前項の確認を行った者は当該確認を行った顧客の氏名、確認した日時・場所、確認の方法、顧客の確認の具体的な内容を「業務日誌」等に記録し、当該顧客が取引に至った場合には、取引の終了の日から3年間保存しなければならない。

(再勧誘の禁止)

第7条 前二条に規定する告知、確認及び商品先物取引の勧誘のいずれの時点においても、顧客から「商品先物取引の勧誘を受けない」、「商品先物取引の委託をしない」旨の意思表示がなされた場合には直ちに勧誘を中止し、当該勧誘者はもとより当社の他の者も当該顧客を再び勧誘してはならない。

2. 前項の意思表示がなされた場合には、当該意思表示を受けた者は、その顧客の住所、氏名、電話番号、意思表示のあった日時・場所、当該意思表示の態様を「勧誘拒否者情報記録簿」に記録し、監査本部へ報告しなければならない。
3. 監査本部において前項の報告を受けた場合には、当該顧客の電話番号を発信規制システム及び勧誘苦情一覧へ登録し、再勧誘の禁止の徹底を図るものとする。

(事前交付書面(「委託のガイド」)の事前交付)

第8条 勧誘を行う者は、勧誘の相手方に対して当該勧誘の冒頭に「委託のガイド」を交付しなければならない。

(「確認シート」による確認)

第9条 勧誘を行う者は、前条の「委託のガイド」の交付と同時に、次の事項について

「確認シート」により勧誘の相手方から相違ない旨の確認を求めなければならない。

- ① 第4条の「迷惑な勧誘」に該当するような勧誘を行っていないこと。
 - ② 第5条の「告知」を確実にしていること。
 - ③ 第6条の「勧誘を受ける旨の意思の確認」を確実にいき、勧誘の相手方がこれを承諾していること。
 - ④ 勧誘の冒頭に第8条の事前交付書面(「商品先物取引-委託のガイド」)を交付し、勧誘の相手方がこれを受領したこと。
2. 「委託のガイド」の交付を郵送等により行う場合には、相手方への到着後速やかに本条の「確認シート」による確認を行わなければならない。
 3. 勧誘を行う者は、「確認シート」を徴求したときは監査本部へ提出しなければならない。

(法定の説明事項の説明義務)

第10条 勧誘を行う者は、商品取引所法第217条第1項に定める事項について、「委託のガイド」に基づき同ガイドに示された手順にしたがって顧客に説明しなければならない。

2. 前項の説明においては、説明者は、適宜、図表等を用いて顧客の理解を確かめながら説明しなければならない。
3. 「委託のガイド」を交付せずになされた説明は、本条の説明を果たしたものとみなさない。
4. 本条の説明及び第11条に定める「重要事項の説明書」に基づく説明は、顧客から「説明は不要である」旨の意思表示があってもこれを説明しなければならない。ただし、当該顧客が商品取引所法第218条第1項に定める専門知識及び経験を有する者である場合を除く。

(「重要事項の説明書」による説明と確認)

第11条 勧誘を行う者は、前条の説明を行った後、特に次の事項については顧客の理解の確認を書面により行わなければならない。その確認は「重要事項の説明書」により行うものとする。

- ① 商品先物取引は、現物の取引とは異なり、商品先物取引の担保として預託しなければならない取引証拠金等の10～30倍程度の額の取引を行うものであり、相場の変動幅が小さくとも取引額全体では大きな額の変動(大きな利益または損失)が生じるハイリスク・ハイリターンの取引であること。
- ② 商品先物取引では、預託した取引証拠金等が相場の変動によって短期間に減損する恐れがあり、預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が発生する恐れがあること。
- ③ その他「商品先物取引-委託のガイド」に記載されている主務省令で定める事項。

- ④ 当社（商品取引員）は、委託者の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的に照らして不相当と認められる勧誘を行ってお客様の保護に欠けまたは欠けることとなる恐れがないように受託業務を遂行することが求められていること。
 - ⑤ 「投資可能資金額」とは、顧客が商品先物取引の担保として預託する取引証拠金等（追証等全ての証拠金を含む）の性質を十分に理解したうえで、損失を被っても生活に支障のない範囲で取引証拠金等として差し入れ可能な資金総額であり、損失が発生するとその額が減額されるものであること。
 - ⑥ 第26条に定める商品先物取引の未経験者の保護措置の趣旨とその概要。
 - ⑦ 委託者が注文を出す際に指示しなければならない事項の説明。
 - ⑧ 商品先物取引の担保として預託が求められる全ての種類の証拠金についての発生する仕組みについての説明及び、取引本証拠金一覧の受領の確認。
 - ⑨ 追証などを預託しない場合の建玉の処分方法について。
 - ⑩ 預かり証拠金余剰額の返還方法と時期について。
 - ⑪ 通常受託における委託手数料の徴収の時期と額の説明及び、エイチ・エス・フューチャーズ(株)委託手数料一覧表の受領の確認。
 - ⑫ 通常受託における委託手数料と異なる手数料体系を採っている取引等の説明。
 - ⑬ 商品取引員の禁止行為の概要及び当該行為が禁止されている趣旨の説明。
 - ⑭ 両建を行う場合、委託者の十分な理解が必要であること。
 - ⑮ 当社も取引所会員として自己取引を行っていること。商品取引員は故意に自己の取引を委託者の取引に対当させて委託者の利益を害することとなるような取引をすることを禁じられていること。
2. 前項の理解の確認に当たっては、まず前項①号及び②号の確認を行い、その確認を得た上で③号以下の確認を行うものとする。
 3. 前項の書面の交付にあたっては、説明をした者は当該書面に署名押印しなければならない。
 4. 第1項の説明につき、顧客よりその内容をよく理解した旨の回答を得た場合には、説明者は顧客より「重要事項の説明書（正・副本）」の所定の箇所に署名押印を求め、同説明書の正本を受領するものとする。

（「予測が外れた場合の売買の対処について」の説明と交付）

- 第12条 勧誘を行う者は、「予測が外れた場合の売買の対処について」に基づいて決済、追証、難平、途転、両建の各取引についてその目的と効果を説明しなければならない。
2. 前項の説明において、追証の入証、難平、途転、両建の各取引については預託すべき取引証拠金及び徴収される委託手数料の負担が増すこと、これらの取引によっても尚損失が回復されず、または、損失が拡大する恐れがあることを説明しなければならない。
 3. さらに両建の説明については、次の説明をしなければならない。

- ① 同一銘柄、同一限月、同一枚数の両建の勧誘は禁止されていること
 - ② 期限または枚数が異なる両建であっても、本条第1項及び第2項の説明につき委託者の理解が不十分であると認められる場合には受託できないこと
4. 第1項～第3項の説明を終え、顧客よりその内容をよく理解した旨の回答を得た場合には、説明をした者は、顧客より「予測が外れた場合の売買の対処について（正・副本）」の所定の箇所に署名押印を求め、同書の正本を受領し、副本を留め置くものとする。

（ロスカット取引の説明と交付）

第13条 勧誘を行う者は、受託契約準則40条の4「ロスカット取引」に基づいて、ロスカット制度取引について以下のことを説明しなければならない。

- ① 受託契約準則の内容。
 - ② ロスカット制度による取引若しくは通常の取引制度が選択制となっている旨。
 - ③ ロスカット取引の注意点。
 - ④ ロスカット制度取引約款。
2. 前項の説明を行った後、「ロスカット制度同意申込書（兼受領書）」によりロスカット取引を希望するか、希望しないかを確認するものとする。
3. 第1項及び第2項の説明において顧客よりその内容をよく理解した旨の回答を得た場合、説明をした者は、顧客より「ロスカット制度同意申込書（兼受領書）（正・副本）」の所定の箇所に署名押印を求め、同書の正本を受領し、副本を留め置くものとする。

（「口座設定申込書」の徴求）

第14条 顧客が商品先物取引の委託を希望する場合は、当該顧客から「口座設定申込書」を徴求しなければならない。

2. 「口座設定申込書」は次の手続きを全て経ていなければ、その記入を求め、または、申込みを受けてはならない。
- (1) 第9条の「確認シート」による確認を終えていること。
 - (2) 第10条の「委託のガイド」の交付・説明を終えていること。
 - (3) 第11条の「重要事項の説明書」の説明・交付を行い、同条第4項の受領をしていること。
 - (4) 第12条の「予測が外れた場合の売買の対処について」の説明・交付を行い同条第4項の受領をしていること。
 - (5) 第13条の「ロスカット取引」の説明・交付を行い同条第3項の受領をしていること。
3. 「口座設定申込書」は副本を必ず当該顧客に留め置くものとする。

(委託者の属性の調査)

第15条 勧誘を行う者は、商品先物取引の委託を行おうとする顧客の属性を把握し、当該顧客の取引が適合性の原則に反するものとならないよう「口座設定申込書」において顧客の自署により次の事項について申告を受けなければならない。

- ① 氏名
- ② 性別、住所
- ③ 生年月日
- ④ 職業、勤務先及び役職
- ⑤ 収入
- ⑥ 資産の状況
- ⑦ 投資可能資金額
- ⑧ 商品先物取引その他の投資経験の有無等
- ⑨ 受託契約を締結する目的

2. 勧誘を行う者または適合性の審査に関わる者は、顧客に最適なサービスを実施するため、前項に掲げる事項の他、家族構成、勤務先の所在地、取引の動機等についても情報を収集し、判明した情報は「顧客カード」に記載し、不断に更新しなければならない。
3. 第1項に掲げる事項の内、「⑤収入」及び「⑥資産の状況」については最低でも6ヵ月ごとに再調査を行い、顧客の取引が適合性の原則に反するものとなっていないか点検しなければならない。

(適合性の審査－日常の審査①)

第16条 顧客より「口座設定申込書」の差し入れを受けたときは、勧誘者は「顧客カード」の所定の事項を記入し、「口座設定申込書」、「確認シート」、「重要事項の説明書」、「予測が外れた場合の売買の対処について」及び「ロスカット制度同意申込書(兼受領書)」(以下『「口座設定申込書」等』という)とともに監査本部へ提出しなければならない。

2. 監査本部員は前項の「顧客カード」と「口座設定申込書」等を点検し、不備がないことを確認の後、当該顧客に対して電話または訪問により「ヒアリングシート」による確認を行わなければならない。
3. 前項の確認は勧誘者に行わせてはならない。また、勧誘者と同行で実施してはならない。
4. 第2項の「ヒアリングシート」による確認の結果、確認をした監査本部員が顧客の理解が不十分であると認めた項目については、当該監査本部員が説明し顧客の理解を得るか、もしくは勧誘者にその旨通知のうえ顧客の理解が不十分な点について再度説明させなければならない。この場合、当該監査本部員は、顧客の理解を得られるまでの経過について統括管理責任者へ報告しなければならない。

5. 監査本部員は、本条のヒアリングにより顧客が商品先物取引の仕組み、リスクについて十分理解していると判断したときは、「顧客カード」、「ヒアリングシート」及び「口座設定申込書」等を統括管理責任者へ移送し、必要があると認めたときには当該顧客の受託について意見を述べるものとする。

(適合性の審査－日常の審査②)

第17条 統括管理責任者は、前条の「顧客カード」、「ヒアリングシート」及び「口座設定申込書」等を精査し、監査本部員の報告等を勘案して、当該顧客が次の要件を満たす場合、受託を許可するものとする。

- (1) 当該顧客が第20条に定める「常に不適当と認められる委託者」に該当していないこと
- (2) 当該顧客が第21条に定める「原則として不適当と認められる委託者」に該当していないこと
- (3) 当該顧客が第26条に定める「商品先物取引の未経験者」ではない旨申告しているときは、第27条に定める判定を完了していること
- (4) 当該顧客の属性について、年齢、収入、資産、投資可能資金額が社会通念上の相当性、妥当性を欠いていないこと

(適合性の審査－日常の審査③)

第18条 前条第(1)号において、当該顧客が「常に不適当と認められる委託者」に該当することが判明した場合には、統括管理責任者は直ちに勧誘を中止するよう勧誘者に勧告しなければならない。

2. ① 前条第(2)号において、当該顧客が「原則として不適当と認められる委託者」に該当し、または、該当する恐れがあると認められる場合には、統括管理責任者は直ちにその旨勧誘者に通知し、勧誘を保留するよう勧告しなければならない。この場合、統括管理責任者または監査本部員は、勧誘者に対して勧誘の状況等について聴き取りのうえ、当該顧客が商品先物取引の委託を希望しているかどうかについて顧客本人に確認しなければならない。
- ② 前号において、顧客が商品先物取引の委託を希望するときは、第22条に定める手続きにより総括管理責任者が決裁する。
3. 前条第(3)号において、当該顧客が「商品先物取引の未経験者」ではない旨述べた場合については第27条に定める。
4. 前条第(4)号において、統括管理責任者は、当該顧客の属性について年齢、収入、資産、投資可能資金額が社会通念上の相当性、妥当性を欠いていると認めた場合は、監査本部員に再調査を命じ、または、当該顧客から資産の状況を示す証書(第22条第1項に準じる)の提出を求め、これら再調査の結果または証書等に基づいて受託の適否を

決裁する。

(「約諾書」と取引証拠金等の受領の時期)

第19条 統括管理責任者または総括管理責任者が受託を認めたときは、顧客から「約諾書」の差し入れを受け、取引証拠金等の預託を受けることができる。

(常に不相当と認められる勧誘及び受託)

第20条 当社は、適合性の原則に照らして次の各号のいずれかに該当する者は「常に不相当と認められる勧誘及び受託の対象者」と定め、これらの者への勧誘及び受託を行わない。

- (1) 未成年者・成年被後見人・被保佐人・被補助人・精神障害者・知的障害者及び認知障害の認められる者
- (2) 年金・恩給・退職金・保険金等により主として生計を維持する者（以下、「年金等生活者」という）

※「主として生計を維持する」とは、これらの収入が収入全体の過半を占める場合をいう。

- (3) 母子家庭該当者及び生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
 - (4) 長期療養者及びこれに準ずる者
 - (5) 破産者で復権を得ない者
 - (6) 一定の所得を有しない者（無職等）
 - (7) 20才代の会社員で役職を有しない者
 - (8) 商品先物取引をするための借入れをする者
 - (9) 元本欠損又は元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引をしたくない者
2. 勧誘の途上において顧客が前各号に該当していることが判明した場合には、勧誘者は直ちに勧誘を中止しなければならない。この場合、勧誘者は第7条に定める再勧誘の禁止に準じた処置を取らなければならない。
3. 取引の期間中において委託者が前各号に該当することとなり、または該当する恐れがあると認められる場合には、営業部の取引担当者は直ちにその旨監査本部へ通知しなければならない。この場合、監査本部は調査を行い、その結果、当該顧客に適合性がないと判断された場合には直ちに当該委託者と協議の上取引を精算するものとする。

(原則として不相当と認められる勧誘及び受託)

第21条 当社は、適合性の原則に照らして次の各号のいずれかに該当する者に対する勧誘を「原則として不相当と認められる勧誘及び受託の対象者」と定め、これらの者への勧誘及び受託を行わない。

- (1) 70歳以上の者

- (2) 年収500万円未満の者
- (3) 公共団体等の公金出納取扱者、企業・団体等の経理・会計担当者及び金融機関に勤務する者等で当該団体・企業または第三者の資金を取り扱うことのできる者

(「原則として不適当と認められる勧誘及び受託」の例外要件)

第22条 前条の規定に関わらず、前条の各号の一に該当する顧客が商品先物取引の委託を希望し、かつ、当該顧客が次の各号の要件を全て満たす場合には、当該顧客への勧誘及び受託を認めることがある。

- (1) 当該顧客が申告した投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されており、顧客がこれを裏付ける資産を有していることを証明する証書(預金等の通帳・残高証書、有価証券等の取引報告書等)を提出すること。当該顧客がこの証明を申出書によって替える場合は、当該書面に当該顧客しか知り得ない具体的な資産情報が記載されている場合に限り代替を認めるものとする。

- (2) 顧客が次の内容を記載した自署申出書による申告があること

- ① 顧客が、自ら適合性の原則に照らして「原則として不適当と認められる勧誘及び受託の対象者」であることを理解していること。

- ② 顧客が、「原則として不適当と認められる勧誘及び受託の対象者」の例外要件を自らが満たしていることを確認していること。

- 2. 前条第1項(1)号に該当する顧客より受託した場合には、前項に定める例外要件を全て満たし、直近の3年以内に延べ90日以上取引経験がある者は、第27条に定める未経験者ではない旨を示す、根拠書類を提出する場合には、当該顧客への勧誘及び受託を認めることがある。ただし、第26条に定める未経験者の保護措置期間である取引開始日から3ヶ月間は、取引出来る一定量を超えることとなる勧誘及び受託を行ってはならない。当該顧客が老後の生活の備えとして蓄えた資金まで投下することのないように特に留意しなければならない。また、70歳未満の者であっても、65歳以上の者については、商品先物取引の仕組み、リスク等を十分理解していること、投資可能資金額が老後の生活も考慮した額に設定されているか等を含めて、厳格に審査するものとする。

- 3. 本条の審査は、営業部の取引担当者が「審査申請書」を起案し、監査本部、統括管理責任者を經由して総括管理責任者が決裁する。

(投資可能資金額を超える取引の勧誘及び受託の禁止)

第23条 投資可能資金額の定義・性格に照らし、委託者が申告した投資可能資金額を超えることとなる取引を勧誘し、または受託することは「原則として適合性の原則に反する勧誘及び受託」であって、勧誘者はみだりに投資可能資金額を超えることとなる取

引の勧誘及び受託を行い、または、投資可能資金額を増額することを勧誘してはならない。

(投資可能資金額を超える取引の勧誘及び受託の禁止の例外)

第24条 前条の規定に関わらず、委託者が次の要件を全て満たす場合には、投資可能資金額の増額を認め、新たな投資可能資金額の範囲内における取引の勧誘及び受託を認めることがある。

(1) 当該委託者が新たに申告しようとする投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されており、これを裏付ける資産を有していることを証明する証書(預金等の通帳・残高証書、有価証券等の取引報告書等)を提出すること。当該委託者がこの証明を申出書によって替える場合は、当該書面に当該委託者しか知り得ない具体的な資産情報が記載されている場合に限り代替を認めるものとする。

(2) 委託者が次の事項を理解している旨自署申出書により申告すること。

① 勧誘者が、投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引を勧誘することは、適合性の原則に照らして「原則として不相当と認められる勧誘」の対象であること。

② 本条に定める例外の要件を自らが満たしていることを確認していること。

2. 本条の審査は、営業部の取引担当者が「審査申請書」を起案し、監査本部、統括管理責任者を經由して総括管理責任者が決裁する。

(電子取引委託者の受託)

第25条 当社は、電子取引による商品先物取引の委託を希望している顧客には、一切、勧誘を行わない。電子取引の受託については、別途、受託業務管理規則(電子取引用)にて定める。

(商品先物取引の未経験者の保護措置)

第26条 当社で商品先物取引の委託を開始しようとする委託者が、取引開始の日の直近3年以内に他社または当社において延べ90日間以上の商品先物取引の経験がない場合、この委託者を「商品先物取引の未経験者(以下「未経験者」という)」と定め、次のとおり、商品先物取引の仕組みやリスクについての理解と習熟を図るための保護措置を設ける。

(1) 未経験者の保護措置期間は取引開始の日から3ヵ月間とし、この期間は短縮しない。

(2) 未経験者が保護措置期間内に取引するのにふさわしい取引の量の上限(以下「取引できる一定量」という)は、投資可能資金額の1/3(1万円未満を切り捨て)とする。

- (3) 投資可能資金額の1/3とは、建玉時に必要な取引証拠金等の額を指し、取引追証拠金、取引臨時増証拠金、取引定時増証拠金は含まない。
2. 勧誘者は、当該保護措置期間において取引できる一定量を超えることとなる取引の勧誘をしてはならない。

(商品先物取引の未経験者の判定の審査)

- 第27条 顧客が未経験者ではない旨申し述べる時は、当該顧客が当社で取引しようとする日の直近3年以内に延べ90日間以上の取引経験があることを示す書類（「売買報告書」「売買計算書」「残高照合通知書」等）の提出を求めるものとする。
2. 総括管理責任者は前項の書類、「口座設定申込書」記載の顧客の属性、「確認シート」による確認の状況、勧誘者または監査本部員の報告等を精査し、当該顧客へヒアリングを実施したうえで当該顧客の取扱いについて商品先物取引の未経験者またはそうでない者としての判定を行う。

(商品先物取引未経験者の保護措置の例外)

- 第28条 第26条第2項の規定に関わらず、未経験者が希望する場合で次の要件を全て満たす場合には、投資可能資金額の増額を認め、取引できる一定量をその増額された投資可能資金額の1/3まで引き上げることを認めることがある。
- (1) 当該未経験者が新たに申告しようとする投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されており、当該未経験者がこれを裏付ける資産を有していることを証明する証書（預金等の通帳・残高証書、有価証券等の取引報告書等）を提出すること。この証明を申出書によって替える場合は、当該書面に当該未経験者しか知り得ない具体的な資産情報が記載されている場合に限り代替を認めるものとする。
- (2) 当該未経験者が、監査本部が実施する「理解度シート」を受検し、その結果、当該未経験者が商品先物取引に習熟していると認められること。
- (3) 当該未経験者が次の事項を理解している旨自署申出書により申告すること
- ① 勧誘者が、投資可能資金額を増額するよう勧誘することは、適合性の原則に照らして「原則として不相当と認められる勧誘及び受託」の対象であり、特に未経験者に対し、取引できる一定量を超える取引を勧誘することは、未経験者保護の観点から原則として不相当と認められる勧誘の対象であること。
 - ② 商品先物取引の未経験者に対する保護措置の趣旨と内容
 - ③ 本条に定める例外の要件を自らが満たしていること。
2. 本条の審査は、営業部の取引担当者が「審査申請書」を起案し、監査本部、統括管理責任者を經由して総括管理責任者が決裁する。

(審査記録の作成及び保存)

第29条 本規則に定める全ての審査について、その判断根拠を含めた記録を作成しなければならない。

2. 前項の審査記録及び「申出書」等の添付書類等の保存期間は、取引終了の日から3年間とする。

(「顧客カード」の活用と保存)

第30条 「顧客カード」は顧客に関する情報を集約し、適合性の原則に則った勧誘やサービスを提供するための重要書類である。

2. 営業部の取引担当者、監査本部及び業務部支店事務統括課の担当者は、適宜、顧客の属性、顧客との連絡・通信の状況及び各種審査の顛末等を「顧客カード」に記録、更新し、厳重に保管しなければならない。
3. 「顧客カード」は取引終了の日から3年間保存しなければならない。

(不正資金の流入防止)

第31条 当社は、不正資金の流入防止を図るため次に掲げる措置を行うものとする。

- (1) 公共団体等の公金出納取扱者、企業・団体等の経理・会計担当者及び金融機関に勤務する者等で当該団体・企業または第三者の資金を取り扱うことのできる者が商品先物取引へ私的に参入する場合については、第22条第1項の申出書を必ず徴収する。
- (2) 委託者より3000万円以上の取引資金が預託(入金)された場合には、当該資金の性質、保有資産の状況等について訪問等により調査する。また、3000万円に満たない場合においても管理担当班員又は担当外務員が訪問または残高照合通知書徴収による確認を行う場合がある。なお、総括管理責任者及び統括管理責任者が必要と認めた場合は外部機関による調査を行うものとする。
- (3) 不正資金の流入防止のため、自己の資金でない事が判明した場合は、資金の入金を断るとともに、既存の建玉を速やかに処分するように委託者に要請するものとする。

(取引証拠金の額等に係る措置)

第32条 当社が定める取引証拠金の額等は、全ての上場商品につき取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。

2. 当社は、取引本証拠金の額等に係る社内責任者を総括管理責任者と定め、その内容について社内に徹底するとともに委託者に周知し、その記録を3年間保存するものとする。

(委託者との入出金に係る管理措置)

第33条 委託者との間の入金及び出金は原則として振込みにより行う。なお、やむを得ず現金の受渡しを行う必要がある場合については統括管理責任者が委託者ごとにその必要性等について個別に審査する。

2. 取引証拠金等を現金により受領する場合には、あらかじめ金額を記載した取引証拠金預り証の交付と同時に行う。
3. 外務員が委託者から現金で入出金したときは、監査本部員が、当該委託者に対し、入出金の額、日時、担当外務員の氏名等について確認する。
4. 現金の授受に当たっては、原則複数の役職員で対応する。ただし、やむを得ず一人の外務員で対応する場合には、営業部門の責任者又は支店長の承認を得る。

(受託業務における違反行為の懲戒)

第34条 商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行うにあたっては、商品取引所法、同法施行規則等関連法令、日本商品先物取引協会「受託業務に関する規則」及び本規則に定める禁止行為をしてはならない。

2. 前項の法令及び規則等に違反した者は、当該違反行為の態様の悪質性、委託者または当社が被った損害の程度等を勘案し、当社「就業規則」の規定に基づき懲戒処分に処す。
3. 前項の懲戒の種類及び程度を決定する基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) その違反行為が悪質で、かつ、その結果が重大または被害が甚大な場合 … 懲戒解雇または登録外務員の登録の抹消
 - (2) その違反行為は悪質であるが、その結果が重大または被害が甚大でない場合 … 登録外務員の登録の抹消または期間を定めて行う職務の停止
 - (3) その行為の悪質性は軽微であるが、その結果が重大または被害が甚大な場合 … 前同
 - (4) 前各号の程度によっては当該違反者の上長・監督者も管理者として処分の対象となる。
4. 前項の基準は、当該違反行為に至る動機、故意または過失の有無等や当該違反者の過去の懲戒歴等を勘案して判断するものとし、「就業規則」の定めに基づき、職位職責の降格、降給、減給等の処分も併せて行う。
5. 懲戒委員会は、本条の懲戒処分を実施するについて統括管理責任者以上の者に意見を求めるものとする。

(取引の区分)

第35条 当社は、委託取引及び自己取引を行う部署を区分することとし、役職員が両部署を兼務することのないよう措置するものとする。

(広告宣伝に係る管理措置)

第36条 当社の広告規則に基づき、総務本部本部長を広告管理責任者と定め、社内審査を行うものとする。

(勧誘方針の策定及び公表)

第37条 勧誘方針を策定し、適合性の原則に基づく勧誘を行う事、迷惑となる方法、時間、場所等での勧誘を行わないこと、勧誘に当たっては商品先物取引の仕組み、リスク等を十分説明すること、その他の勧誘の適正の確保のために必要な事項を定めることとする。

2 前項の勧誘方針を本店、支店その他の営業所等において開示するほか、当社のホームページに掲載する。

(日本商品先物取引協会への届出)

第38条 この規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。これを変更したときも同様とする。

(「受託業務管理規則」の制定及び改廃)

第39条 この規則の制定及び改廃は取締役会の決議により行う。

附 則

1. この規則は、平成10年9月1日より実施することとし従来のは廃止する。
2. この規則は、第13条を変更、第14条及び第15条を追加し平成11年4月1日より実施する。
3. この規則は、第3条7項及び第10条を変更し平成11年12月1日より実施する。
4. この規則は、第4条第1項(1)を変更、同条第3項を新設、第7条第4項を新設、第8条第2項但し書き以下を追加して平成12年4月1日より実施する。
5. この規則は、平成12年11月1日より実施することとし従来のは廃止する。
6. この規則は、第2条第3項を変更、第4条第1項を変更、同条同項(2)を変更、(8)及び(9)を追加、同条第2項を変更、同条第4項を追加、第5条第3項及び第4項を追加、第6条第1項(3)を変更、第7条第3項を変更、同条第4項を変更、同条第5項を変更、同条第6項を追加、第8条第1項(3)を変更、同条第2項を変更して平成13年8月1日より実施する。
7. この規則は、第7条第3項を変更して平成14年3月1日より実施する。
8. この規則は、第3条第8項、第7条第1項及び第6項を変更して平成14年4月1日より実施する。
9. この規則は、第4条第1項8を追加、同条第9項を削除、第7条第3項を変更、同条第6項を変更して平成14年8月1日より実施する。
10. この規則は、第4条第1項(8)を変更して平成14年11月1日より実施する。
11. この規則は、第9条を変更して平成15年4月1日より実施する。
12. この規則は、第10条を新設して平成15年6月6日より実施する。
13. この規則は、第4条第1項(8)、同条第4項を変更して平成16年11月1日より実施する。
14. この規則は、改正商品取引所法にともない平成17年5月1日より実施する。
15. この規則は、第2条第1項を変更して平成17年9月1日より実施する。
16. この規則は、第2条第3項②号、同条同項③号を変更、同条第4項を変更、第7条第2項を変更、同条第3項を変更、第9条第3項を変更、第15条第1項を変更、同条第2項を変更、同条第4項を変更、同条第5項を変更、第16条を変更、第17条第2項①号を変更、同条第4項を変更、第21条第3項を変更、第23条第2項を変更、第26条第2項を変更、第27条第2項を変更して平成17年12月1日より実施する。
17. この規則は、第2条を変更、第3条第1項を変更、同条第2項を変更、第4条第3項を変更、第7条第2項を変更、同条第3項を変更、第9条第3項を変更、第15条第1項を変更、同条第2項を変更、同条第4項を変更、同条第5項を変更、第16条を変更、第17条第2項を変更、同条第4項を変更、第21条第3項を変更、

第23条第2項を変更、第24条第2項を変更、同条第3項を変更、同条第4項を変更、同条第5項を変更、第26条第2項を変更、第27条第1項(2)号を変更、同条第2項を変更、第29条第2項を変更、第34条を変更して平成18年8月1日より実施する。

18. この規則は、第19条第1項(6)を変更して平成19年1月4日より実施する。
19. この規則は、第2条第1項を変更、同条第3項を変更、同条第4項を変更、第2条の2①を変更、第2条の3を変更、同条①を変更、第2条の4(1)を変更、同条(2)を変更、同条(3)を削除、第7条第2項を変更、同条第3項を変更、第9条第3項を変更、第11条③を変更、同条④を変更、同条③から⑤を④から⑥に繰り下げ、同条⑦を変更、同条⑧を変更、同条⑨を変更、同条⑩から⑮を追加、第14条⑨を追加、第15条第2項を変更、同条第4項を変更、同条第5項を変更、第16条を変更、第17条第2①項を変更、同条第4項を変更、第19条(10)を追加、同条第3項を変更、第21条第3項を変更、第23条第2項を変更、第24条第3項を変更、同条第5項を変更、第26条第2項を変更、第27条第1項(2)を変更、同条第2項を変更、第29条第2項を変更、第34条を変更、第11条③を変更、以下繰り下げして平成19年11月1日より実施する。
20. この規則は、第2条の3①を変更、第2条の4(1)を変更、第11条⑥を変更、第13条から第31条まで繰り下げして第13条を追加、第14条(5)を追加、第16条第1項を変更、第17条第1項(1)から(3)を変更、第18条第2項②を変更、同条第3項を変更、同条第4項を変更、第25条第4項を変更、第28条第1項を変更、第31条第1項(1)を変更、第33条を追加、第33条から第37条まで2条繰り下げして平成20年1月7日より実施する。
21. この規則は、第2条第2項を変更、第20条第1項(8)を削除、同条第1項(9)(10)を繰り上げ、第21条第1項(1)を変更、第22条第2項を変更、第25条第1項を変更、同条第2項から第6項まで削除、第36条第1項を変更して平成20年6月9日より実施する。

追加開示情報（平成 20 年 6 月 25 日変更）

⑨ 役員 の 状 況

役名及び 職 名	氏 名 生年月日	所 有 株式数
代表取締役 社 長	中西貞夫 昭和 21 年 5 月 30 日	— 千株
常務取締役	江藤錠太郎 昭和 48 年 1 月 20 日	—
常務取締役 内部管理責任者	土屋孝樹 昭和 26 年 2 月 20 日	—
取締役 常務執行役員	上田祐嗣 昭和 29 年 3 月 9 日	—
取締役	中島伊佐雄 昭和 30 年 1 月 28 日	—
取締役	鈴江敬志 昭和 36 年 1 月 16 日	—
取締役	澤田秀太 昭和 56 年 11 月 2 日	—
監査役 (常勤)	津島晴氣 昭和 20 年 4 月 23 日	—
監査役 (非常勤)	梅田常和 昭和 20 年 8 月 22 日	—
監査役 (非常勤)	今井仁 昭和 19 年 8 月 4 日	—

(注) 1. 監査役津島晴氣、監査役梅田常和は、会社法第 335 条第 3 項に定める社外監査役
であります。

平成 20 年 10 月 31 日
エイチ・エス・フューチャーズ株式会社

2008年度開示資料の一部訂正について

2008年度情報開示資料において、『1. 会社の概況 ⑥財務の概要』（10 ページ記載）並びに『2. 営業の状況 ⑧苦情、紛争、訴訟に関する事項』中の『(a)顧客等が提起したものの』（45 ページ記載）及び『(d)値合金処理に関するもの』（47 ページ記載）を、以下の通り訂正致します。

⑥ 財務の概要（平成 20 年 3 月決算期）

(a) 資本金	1,210,837 千円
(b) 純資産額 *1	<u>6,851,137</u> 千円
(c) 総資産額	11,296,496 千円
(d) 営業収益 (うち、受取委託手数料)	2,591,410 千円 (2,593,596 千円)
(e) 経常利益	▲811,693 千円
(f) 当期純利益	▲1,144,608 千円

* 1 純資産額は、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出しております。

⑧ 苦情、紛争、訴訟に関する事項

(a) 顧客等が提起したもの

	当該年度中の解決案件			当該年度中の未解決案件		
	苦情 相互の話し合いによる解決	紛争 紛争処理機関での解決	訴訟	苦情 相互に話し合い中	紛争 紛争処理機関で処理中	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 <u>98</u> 件	<u>58</u> 件	11 件	<u>0</u> 件	20 件	5 件	4 件
前年度から継続している案件の件数 83 件	51 件	2 件	8 件	10 件	1 件	11 件
合計 <u>181</u> 件	<u>109</u> 件	13 件	<u>8</u> 件	30 件	6 件	15 件

(d) 値合金処理に関するもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	事務処理ミス	システム障害	事務処理ミス	システム障害
当該年度に新規に発生した案件の件数 <u>26</u> 件	<u>20</u> 件	5 件	—	1 件
前年度から継続している案件の件数 0 件	—	—	—	—
合計 <u>26</u> 件	<u>20</u> 件	5 件	—	1 件